

なるが、印度に於ける此期間は九十日乃至百二十日間なる可し。

新植より收穫に至る迄の甘蔗の平均成育期間は布哇約二十一個月、ポルトリコ十二個月乃至十八個月、ルキチアナ九個月、玖瑪十二個月なるが、印度に在つては十個月乃至十八個月なり。

(二〇)以上の記載に依つて視るに、印度は世界最大の蔗作面積を有して居る事、其産糖の數量に於ては正に玖瑪と覇を争つて居る事、其人口每一人當りの消費量は頗る低いが、合計の砂糖消費年額は

唯合衆國に一步を譲る許りで、二割五分内外も自國の産糖額以上に砂糖を消費して居る事が解る。印度に於ける砂糖生産地の氣候竝に地質の状態は、國境州に於ける降霜状態より、南部印度及び緬甸に於ける至極炎暑の熱帶的状态に至る迄非常の相違ある事は猶恰も印度の國外に在つては、ルキチアナの亞熱帶的状态から、瓜哇や玖瑪の熱帶的状态に至る迄の相違あると同様である。印度以外に在つては、甘蔗は布哇に於ける高度の乾燥地方に植付けられて居るが、是れは灌漑に倚賴して居る爲めに降雨には倚賴しない、然るに玖瑪に於ける甘蔗作物は殆んど全然四個月の規則正しい雨季間に於ける降雨に依つて成育されて居る、更らに石灰は最も貴重なる地質の成分として、地中に於ける植物質の腐敗から發生する酸類、是れを中和せずに放置すれば、地中の有機物を有用ならしめる菌屬の發生を阻止し、併せて甘蔗の最善の發達になくてならぬ窒素の供給を減退せしめる。此酸類を中和するに必要なものであるが、玖瑪の土地の大部分は石灰石から成立して居るが爲めに、石灰肥料に倚賴するの必要はない、印度に在つては地質竝に雨量の相違は甚大にして、甘蔗成育の地は灌漑竝に肥料に依つて、天然の缺陷を補足し得るの範圍に限る様であるが、印度は灌漑の先驅者でもあり、肥料は國際的科學の産物であつて、容易に輸入の出来るものでもあり、印度に於ける每一エーカー當りの收量は、認知し且つ救済し得る諸原因の爲めに輕少である事でもあり、甘蔗每一噸當りの原價が、輕少の資本と不良の科學の現状の下に於てすら、蔗作諸國中での一番劣等でない事でもあり、何れの印度の熱帶州に於ける蔗作面積の總收穫面積に對する歩合も、瓜哇に於ける三分に比較して五厘に過ぎない事でもあり、各州到る所に未開墾地の豊富なるものあつて、之れを蔗作に向ける事の出来る事でもあり、新設運河の連續開始は新規耕作者の蔗作を有利ならしむる

事でもあり、企業的の政府、猶一層企業的の資本は、交通機關のあらん限り利益のある所を捜し廻はつて居る事でもあり、運河灌漑は到る所に、石造又は鐵管井水に依つて有利に補足せられる事でもある以上は、甘蔗成育に對する問題、隨つて工場製糖に關する問題は、判然有望なりと斷言し得るのである、此希望にして實現されたならば、當に印度に於ける每一人當りの産額の著しき増加を來たすのみならず、又是れと同様の重要事即ち印度に於ける無數の砂糖消費者に對する糖價の輕減と、隨つて之れに符合する世界的の糖價の輕減を期し得る次第である、印度の一家族を三人半の家族と假定すれば、每一家族當りの平均砂糖消費量は、年額約一標準マウンドなる可く、現在の原價で三十一ルピーであるから、戦前の原價の三倍半に相當する勘定であるが、戦前の所得年額が、百ルピーを超えなかつた貧困者の家族に對する救済は、確かに研究の價値があるのである、砂糖の農事的問題は印度の救貧問題に接觸して來るのであつて、貧困救済の問題は、單に砂糖の問題許りでは是れを如何ともする事が出來ないのは無論であるが、一部分は生活費の輕減に依り、他の一部分は一層大に農事的の所得の増加に依つて、貧困の苛酷を緩和し得るの望みはある、從來よりの貧困の半部は遺憾ながら相變らずの貧困ではあるが、大に緩和輕減されたる貧困となつて居る以上は、益益輕減に努力するの價値は充分にある。

(二)問題の相當の解決を趣旨とする提議ならば、新規面積に蔗作せしむる事と、一部分は新規灌漑の構成に依り、他の一部分は給水の不規律を匡正する事に依り、又甘蔗品種の研究と指導とに依り、改善の諸工程と蔗病の撲滅と交通機關の擴張とに依つて、現在面積の收量の改善とを攻究しなければならぬ、更らに降霜並に濕氣不足の氣候状態に關する救済をも研究しなければならぬし、又

豫想されたる蔗作の莫大の擴張に對して、組織と企業に滿幅の全力を發揮するの機會を與へん爲めには、田舎の産業を如何云ふ風に組織變更する事が必要であるかをも調査研究しなければならぬ。

(二一)問題の相當の解決を趣旨とする提議ならば、新規面積に蔗作せしむる事と、一部分は新規灌漑の構成に依り、他の一部分は給水の不規律を匡正する事に依り、又甘蔗品種の研究と指導とに依り、改善の諸工程と蔗病の撲滅と交通機關の擴張とに依つて、現在面積の收量の改善とを攻究しなければならぬ、更らに降霜並に濕氣不足の氣候状態に關する救済をも研究しなければならぬ、又

豫想されたる蔗作の莫大の擴張に對して、組織と企業に滿幅の全力を發揮するの機會を與へん爲めには、田舎の産業を如何云ふ風に組織變更する事が必要であるかをも調査研究しなければならぬ。

(三) 問題の重要程度

(二二)前項の記述に依つて左記三件が知れて居るのである。

(イ)年額七十萬噸の白糖は、グール糖製造の改善工程採用と、田舎式再製法の糖業の廢止に依つて、砂糖の生産額を増加し得る事。

(ロ)更らに猶百萬噸の砂糖は、甘蔗の品質と收量の改善に依つて、印度に於ける現在の蔗作面積から製造する事の出来る事。

(ハ)處理するに足る工場さへあれば、五十萬乃至百萬エーケルの新規蔗作面積は、相當の歲月間に擴張する事が出来て、百萬乃至三百萬噸内外の砂糖を増産せしむる事が出来る事、茲を以つて吾人は、資本、科學、大膽なる爲政方針と企業さへ伴へば、印度に於て年額約三百萬噸の追加砂糖を生産し得可しと公言し得る事、果して然らば殘る疑問は、單獨に印度國內に於て斯る莫大の新砂糖を生産して收支相償ふか如何かと云ふ事と、若し此疑問があれば如何云ふ條件の下に、新耕作、改善工程、並に現代式工場を設置遂行しなければならぬかと云ふ事とである事。

本報告書中に於ては、製糖に對する土地の最良の使用は、每一日當り甘蔗約千噸を壓搾する大工場に供給す可き甘蔗を生産する事であることを明示して居る、斯う云ふ工場を運轉するものと假定すれ

ば是れが損益計算書は、砂糖の値段が每一標準マウンド當り十二ルピーの時に、之れが資本を生産砂糖の每一噸當り約七百ルピーと積算して、資本に對して一割に當る事を明示して居るので、若しも砂糖の値段が每一標準マウンド當り二十ルピー、若くは今日の値段通り每一標準マウンド當り三十一ルピー、或は又砂糖の値段が昨年の夏一度届いた每一標準マウンド當り四十ルピーになつたならば、自然此利益は層一層巨額に上るは必定である、生産砂糖の每一噸當りの資本を七百ルピーとするの假定は少くとも戦前に充分であつた資本の三倍を要すると云ふ推算で、之れを詳言すれば戦前に印度で千噸の製糖工場を設置して居たならば、每一標準マウンドの糖價が十二ルピーに下落した時ですらも四割の利廻はりに當る、砂糖の値段が每一標準マウンド當り十二ルピーに下落する事も、機械其他の値段が又同様の割合で下落する事もあり得可き事ではあるが、機械の値段も砂糖の値段も、共に爲替とか相場の崩壊とか生産費膨脹の停止とか云ふ、豫算する事の出來ない不定の要素に左右せられるのであるから、何等判然たる計算を定める事は出來ない、例せば瓜哇に於ては、千九百二十一年の生産費を、戦前の二倍であらふと推算されて居るが、多少信用して確言の出來る事は、印度に於ける生産費は、瓜哇若くは玖瑪の生産費以上の大なる程度には影響を受けまいと云ふ事と、若し有望の蔗作面積内に於ける消費の中心地に工場を建設したならば、是れが生産費は其中心地渡しの瓜哇糖の原價に餘り超過しまいと云ふ事とである、十二ルピー迄に糖價の下落から來る、世界的砂糖消費大増加の見地に於て、多分さうなると思はれる世界的人口每一人當りの消費量の大増加の見地に於て、何人も若干長期の歲月間は、糖價の每一標準マウンド當り十二ルピー以下に下落す可しとは期待しまいし、又吾人が甜菜、椰子、麥芽等の如き、甘蔗に對する代用品

の爲めに甘蔗糖が倒壊的の大打撃を受く可しと杞憂するの謂れもなく、甜菜こそ益益増加する燃料の不足に依つて、多分一層の大影響を受ける様子であつて、代用品の發見から人民を捲き込んだ

まいと云ふ事と、若し有望の蔗作面積内に於ける消費の中心地に工場を建設したならば是れが生産費は其中心地渡しの瓜哇糖の原價に餘り超過しまいと云ふ事とである、十二ルピー迄に糖價の下落から来る、世界的砂糖消費大増加の見地に於て、多分さうなると思はれる世界的人口每一人當りの消費量の大増加の見地に於て、何人も若干長期の歲月間は、糖價の每一標準マウンド當り十二ルピー以下に下落す可しとは期待しまいし、又吾人が甜菜、椰子、麥芽等の如き、甘蔗に對する代用品

の爲めに甘蔗糖が倒壊的の大打撃を受く可しと杞憂するの謂れもなく、甜菜こそ益益増加する燃料の不足に依つて、多分一層の大影響を受ける様子であつて、代用品の發見から人民を捲き込んだ恐慌は、如何なる場合に於ても其恐慌の通りになつた事はない、人造藍でさへも天然藍を没落せしめる譯には往かない、瓦斯の火飾は猶電燈の火飾と並び行はれて居る、石炭は燃料代用品の續出に拘はらず猶騰貴を續けて居る、茲を以て印度に於て毎一年當り三百萬噸の追加砂糖を生産し得る諸状態が現存して居つて、之れが機會を利用されたとなれば、無論此砂糖の生産は印度に對して收支相償ふ可しと云ふは、決して誇張過ぎた樂觀的意見ではない。

(二三)追加の砂糖三百萬噸を生産するには、果して幾何の資金を要するであらふ乎、萬一資本を前記の如く生産砂糖の每一噸當り七百ルピーと假定すれば、工場に對する資本許りにて二十億ルピー以上を要する次第で、若しも各工場が蔗作の土地を管理する事となれば、輪作の土地を耕作者の手に還附するとしても、恐らく百二十五萬エーカーの土地を管理する事が必要で、土地の管理に、土地及び機械に投資す可き約五億ルピーの追加資本を要する、更らに此土地を最善の使用に供せんとするには、新規灌漑及び排水の多數工事を要す可く、吾人は恐らく啻に蔗作地のみの灌漑に限らず、之れに十倍乃至二十倍する他の作物に對する灌漑の新規運河の費額として、十億ルピーを假定しなければなるまいと思ふ、猶此他に莫大の追加費額は交通の開設に費やさなければならず、農事的並に製造的方面に對する流動資本も追加しなければならぬ、而して生産物の價格は如何と云へば、每一標準マウンド當り十二ルピーの最低率なれば、年額約十億ルピー、糖價の最高價格を標準に取れば約三十五億ルピーとなるが、此全部の大資本が調達し得られると考へるは、餘りに樂觀的の期

待に過ぐる事を心配するのである、戦争の勃發に依つて惹起されたる富の再分配に依り、印度の蓄積したる富の約十億ルピーは、資本的投資に對して昨年中に釋放されたが、其大部分は既設會社に振向けられたので、さなくとも詰り十億と云へば、前記の要求額たる四十億に對する僅僅四分の一で、資本に對する砂糖の要求は、印度に於ける資本に對する多數の要求の唯一つたるに過ぎない、ブラッセルの會議に於て顯はされた如くに、世界の現在の財政状態に於ては、白耳義と佛蘭西、又或程度迄は獨逸等の恢復に拘らず、何人も歐羅巴若くは亞米利加から多大の援助を期待するものはない、更らに茲に附記しなければならぬ一事は、製糖工場に對する資本費額を、今は戦前の三倍とすれば、之れが利息の率も亦殆んど二倍になつて居るから、是れが爲めに製糖の每一噸當りに對する資本的負擔は、今や戦前の六倍に計上しなければならぬ事である、若しも印度の農夫等が、例せば自己の資本を有する佛蘭西の農夫等の如くであつたならば、財政的の手腕家は其資本を糾合して、共同的の農業並に製造會社を組織し得て、問題の大部分は稍や迅速に解決し得た事であらふが、印度の耕作者等は金貸業者から融通を受けて居つて、共同的の財政に對する手腕家は人民と血統を異にして居るから、吾人は資本的の要素が、印度に於ける糖業發達の速力の遲緩を強制するものと認める事が出来る。

(二四)更らに改善耕作の工程と、並に甘蔗新品種の輸入や、甘蔗に對する新規面積の擴張などは、孰れも印度に於ける土地に對して肥料特に窒素肥料の莫大の増加を意味するのである、此問題は本報告書中に於て長長と論議されて居るから、茲には唯追加砂糖の三百萬噸を生産するには、窒素の追加價格として約一億二千萬ルピーが必要であると云ふだけに止める、是れを硫酸安母尼亞で計れ

ば、約三十萬噸の計算で、夫れは印度に於ける現在産額の約百倍、今後五個年間の終りに於ける豫想産額の十二倍である、一國に於ける硫酸安母尼亞の生産は、一面に於ては其國內で製造する骸炭の量に依つて制限せられ、他面に於ては其國內に於て利用の出来る骸炭用の石炭の量に依つて制限

(二四)更らに改善耕作の工程と、竝に甘蔗新品種の輸入や、甘蔗に對する新規面積の擴張などは、孰れも印度に於ける土地に對して肥料特に窒素肥料の莫大の増加を意味するのである、此問題は本報告書中に於て長長と論議されて居るから、茲には唯追加砂糖の三百萬噸を生産するには、窒素の追加價格として約一億二千萬ルピーが必要であると云ふだけに止める、是れを硫酸安母尼亞で計れ

ば約三十萬噸の計算で、夫れは印度に於ける現在産額の約百倍、今後五個年間の終りに於ける豫想産額の十二倍である、一國に於ける硫酸安母尼亞の生産は、一面に於ては其國內で製造する骸炭の量に依つて制限せられ、他面に於ては其國內に於て利用の出来る骸炭用の石炭の量に依つて制限せられるので、此兩途に於て印度は至極制限されて居る、主として骸炭を消費する冶金的産業や鑄造竝に鐵道工場等も印度に於ては猶幼稚である、安全に骸炭原料の石炭を仰ぎ得る唯一の炭田はエリヤであつて、エリヤ炭は普通の蒸汽炭としてカルカッタに於て最も有利の賣れ口がある、夫れにしても猶印度に於ける硫酸安母尼亞の不足は、糖業を制限するには至らない、何となれば硫酸安母尼亞は之れを輸入する事も出来るし、又植物油の産業よりして、良好の窒素肥料たる油糟の供給を受ける事も出来るし、更らに又空氣中から窒素採取の計畫を起させるに足る、低廉の動力の見込みもあるからである。

(二五)最大限度迄の糖業の發展に割愛され得る充分の資本は、印度にもなければ世界にもないのであつて、利用の出来る資本とても、糖業に對する投資の引力が、其他の投資に對する引力よりも偉大でなければ、更らに制限される事となるが、蔗作者の勞苦に對して相當の報酬を支拂つた後、猶且つ最高の資本に對する一割の利廻りを期待するの望みがなければ、此引力は全然消滅して仕舞ふ、是れは資本の所有者が何者であるかと云ふ問題ではない、場合に依つては社會が此資本の所有者であると云ふ事が、社會の利益であるかも知れないが、何者が資本の所有者であるにせよ、其所有者は出資の資本に對して一割の利廻りを期待し得るの補償を得なければならぬ、左もなければ此資本はカルカッタ市廳の發行に係る七分利附の市債の如き、確實なる有價證券に投資した方が好

いかも知れないので、砂糖の値段が每一標準マウンド當り十二ルピーの時ならば、經濟的大工場は此一割利廻はりの程度に操業の出来る事は、既に前記に述べて置いた所である、茲に砂糖に利害關係を有する人人に取つて判然と諒解して居なければならぬ事は、甘蔗の成育と砂糖の製造に關する提議は孰れもルピーに對する英貨の爲替相場とか、砂糖に對する英貨値段の變動とか、機械の英貨價格とか、工場建設費とか、農事並に製造方面の生産費とか、總て是等の考慮の綱の目に依つて左右せられると云ふ事で、前記列擧の孰れの事項も三年前と今日とは大に相違して居る、一例を擧ぐれば吾人の總ては戦前からして、勞力省略機械の考案に依つて、農事並に製造勞力の大部に代らしめんと考へて居たが、斯う云ふ代用機械に對する需要が大戦以來益益増加して來たのみならず、印度無數の勞働隊は流寇並に饑饉の爲めに斃れて、勞力の供給は非常に困難の位地となつて來たが、賃銀は是等の悲惨事の爲めに起つた勞力の缺乏から豫期されて居た程には騰貴しなかつた、今假りに賃銀の騰貴を二倍なり三倍なりに想像して見た所で、製糖事項に關する資本的の負擔が、戦前の六倍にも上るとすれば、最も博愛なる雇主は、最も高價なる勞力よりも更に二倍の高價になつて居る勞力省略機械を採用して、勞力に代らせると云ふ事は、必ず蹶躓する所であらふと思はれる、斯う云ふ風で製糖工場に對する資本費額激増の故障は、最初に考へたものよりも一層大問題であるらしく思ふ。

(二六)年額三百萬噸の追加製糖は、恐らく三百萬の農事並に工場勞働者と、孰れも今日要求されて居る従事員の數では足りない、化學技師、機械技師、支配人、會計士、書記、秘書の大軍勢を要するであらふと思はれる、此事項に關して今や大都市に湧起しつつある事實は、以て殷鑑と爲すに足るので、新た

に成立したる新設會社は、最良の書記、出納係、株式係、更らに進んで機械技師、化學技師、並に銀行の支配人迄も誘拐して、既設の舊會社を衰弱させて居るのであるが、又他の一面から此問題の重大事態を考察すれば、此問題に對する正當にして大膽なる解決法は、科學、工藝學、會計學等の訓練を經た人

あるらしく思ふ。

(二六)年額三百萬噸の追加製糖は、恐らく三百萬の農事並に工場労働者と、孰れも今日要求されて居る従事員の數では足りない、化學技師、機械技師、支配人、會計士、書記、秘書の大軍勢を要するであらふと思はれる、此事項に關して今や大都市に湧起しつつある事實は、以て殷鑑と爲すに足るので、新た

に成立したる新設會社は、最良の書記、出納係、株式係、更らに進んで機械技師、化學技師、並に銀行の支配人迄も誘拐して、既設の舊會社を衰弱させて居るのであるが、又他の一面から此問題の重大事態を考察すれば、此問題に對する正當にして大膽なる解決法は、科學、工藝學、會計學等の訓練を経た人間に對して前途立身の機會を與へると云ふ事も亦明白で、吾人は最早や此所暫らくの間は教育ある餓孚のプロレタリアから『獨逸製』の嘲笑を聽く必要はなくなるのである、更らに一步を進めて各銀行に對しては、必要なる運轉資金幾億を調達するの用務が起る、今日既に不足を訴へて居る農事顧問や運河技師を始め、瓜哇同様製糖工場を用を辨ずる爲めの大鑄物工場並に機械工場に對する労働者の全軍に對して、労働の需要が起つて來るのであるが、茲に附記す可き一事は、瓜哇に於ける製糖工場は僅僅百八十六工場に過ぎないが、印度で三百萬噸の追加製糖を決行せんとするには、少くも四百の新設工場を要し、之れが使用人員は化學技師四百名、機械技師千名、支配人及副支配人千名、秘書四百名並に恐らく會計士千名を要するであらふと云ふ事である。

(二七)印度に於ける砂糖問題中で、一番重大なる點は、優越の状態は現存して居るが、夫れが接續聯絡して居ないと云ふ一事である、國內最大の蔗作者であつて又最大の砂糖消費者である北部印度は、其亞熱帶的の氣候と、土地所有權の制度並に顯微鏡的の小分割地と、共同信用組合の不成功とに依つて、多少中心の外に置かれて居つて、其甘蔗は飛び飛びの所有地に植付けられて居るが、甘蔗の品質も之れが收量も共に貧弱で、最北端の部分に在つては霜害の爲めに全滅の厄に遭ふ恐れがある、南部印度に於ける蔗作地は、甘蔗の品質と是れが收量は豊富であるが、一には人工供給を施さない限りは、規則正しい給水の缺乏、二には至極不規則の降雨、三には場所に依つては勞力供給の缺乏、四

には人工給水に對する設計の困難等の諸問題に悩まされて居るのである。

(二八) すれば本問題の重要なる事態は、結局蔗作と製糖に不充分なる資本の誘致と、勞力不充分の場所に於ける勞力の誘致と、給水、運輸、交通に對する公共事業から成り立つのであつて、資本と科學と公共事業よりも、猶一層重要なるは、小所有地と共同に對する手腕家の缺乏に關する問題を處理す可き大膽なる爲政方針であり、要用なるは組織であるから、組織の内から發生しない所は、外から強制しても組織を作らなければならない。

〔四〕 工場と原料甘蔗

(二九) 吾精通者の助言に依るに、蔗作地の最善の使用法は、每一日當り甘蔗千噸を壓搾する工場と接續して使用するに在ると云ふ事である、是れ以上に規模を大きくすれば、委員會の認めた經濟的の單位より遙かに宏大なる自作管理の農業面積を工場に附屬せしめなければならぬので、是れが結果として起る高率の運賃負擔は、規模の大きくなつた爲めに輕減する事の出来る工場費額を以ては到底償ふ事が出来ない、是れを事實上から見ても、每一日當り千噸の工場でさへ、節約を望み得るものは唯工場費額のみで、他のものは孰れも同等で、甘蔗費額の利益は、工場迄の運搬費の輕減される理由に依つて、小工場の方が利益で、之れが爲めに甘蔗の原價は前記明示された如くに、砂糖の原價の約七割となる、每一日當り百噸工場と千噸工場の間、に於ける工場費額の相違は、大工場の利益が生産砂糖每一噸當り三十ルピーに過ぎずして、甘蔗每一マウンド當りに對する一アンナ半の相違は、小工場の利益であるから、殆んど工場費額の高いのを償ふに足ると云ふ推算は、可成り精確な

る推算と云ふ事が出来る、之れに反して大工場の實際の利益は、其蔗作を管理して、甘蔗成育の費額を輕減し、改善種を移入し、蔗病を撲滅し、種苗運搬の手配を整へ、野獸狩りを催ふし、必要なる資本を供へ、肥料を貯藏し、工場に對する規則正しき甘蔗の供給を確保し得る等の事項である、茲を以て大

ものは唯工場費額のみで他のものは孰れも同等で甘蔗費額の利益は工場迄の運搬費の軽減される理由に依つて、小工場の方が利益で、之れが爲めに甘蔗の原價は前記明示された如くに、砂糖の原價の約七割となる、每一日當り百噸工場と千噸工場の間における工場費額の相違は、大工場の利益が生産砂糖每一噸當り三十ルピーに過ぎずして、甘蔗每一マウンド當りに對する一アンナ半の相違は、小工場の利益であるから、殆んど工場費額の高いのを償ふに足ると云ふ推算は、可成り精確な

る推算と云ふ事が出来る、之れに反して大工場の實際の利益は、其蔗作を管理して、甘蔗成育の費額を軽減し、改善種を移入し、蔗病を撲滅し、種苗運搬の手配を整へ、野獸狩りを催ふし、必要なる資本を供へ、肥料を貯藏し、工場に對する規則正しき甘蔗の供給を確保し得る等の事項である、茲を以て大工場を設置するの問題は、取りも直さず工場と蔗作を關聯せしめんとする問題である様に思はれるので、此點に關しては大部分は同意であつたが、小部分に不同意があつた、工場と蔗作との正當の關係を結ばしめんとするには、地方的の再組織を必要とすると云ふ事は、余の既に述べた通りであるが、余は此再組織を以て害惡の必要とは認めず、却つて良好の機會として之れを認めるものである、余は此再組織を成る可く任意にせんとするものではあるが、又一面に於ては每一日當り甘蔗千噸を壓搾する工場は、其管理の下に幾萬エークルの土地を有して居ると云ふ事實を看過する事は出来ない、萬事好都合の事情の下に在つては、四千エークルの蔗作で充分であるかも知れないが、輪作と休閒に一萬二千エークルは、必要で、連接區劃の適地を何時でも手に入れる譯には往かないので、窪地、不毛地、沼澤地などが其間に介在する爲め、管理に要する面積は二萬五千エークルに上るかも知れない、亞熱帶の氣候に基因して其收量の少量なる北部印度に在つては、之れが所要面積は猶一層の宏大に涉る可く、多きは七萬エークルに上ると迄推算せられて居る、此内には僅僅半エークルの面積の所有地が何の位多數あるか、何の位多數の所有地を併合して、一小地面を纏めたのであるかと云ふ様な事を考へて見ると、北部印度と、例せば何等の機關なしで耕作の行はれて居る瓜哇と比較して、其甘蔗耕作と、竝に甘蔗供給及び土地貸借に關する共同若くは個別契約に對する數千の農民の任意組織の難易の相違が、容易に看取し得られるのである、本報告書中の瓜哇の章に於て

は、普通の大工場にても六十以上の契約を爲すを要せず、而も人民の性質が既に此種の契約締結に慣れて居るから、餘り懸引なしに手軽に契約に調印する爲め、六十の契約も一人の契約も大した面倒の相違がない事を明示して居るが、印度に於ては全然反對で、資本家は數百乃至數千の契約談判を纏めなければならぬから、唯單に其前途に横はる此物凄しい仕事を胸に浮べるだけでも先づ製糖企業を差控へる様になつて仕舞ふ。

(三〇)茲を以て地主の權利、小作の權利、中間の權利、共同の權利、未詳竝に隱匿の權利で複雑錯綜して、折合ひの付かぬ環境に於て、工場の新設を奨励せんとするには、何等かの機關の必要なる事は明白である、委員會が合意契約が耕作者の希望に出でたるや否やを確かめ、果して其希望に出でしものなれば、斯る合意契約の成立を援助するの目的に對して、官吏を立會はしむ可く政府に提議したのは、一種の機關を進言したものに相違ないが、委員會は現在の立場に於て是等の困難を見縊つて居る様に余には見へる、瓜哇に於てさへも現在の契約終了後は如何なるかと云ふ事に就て、警戒して居る様である、委員會を刺戟奨励したるネリクバムの模範工場に關する余の感想は、此工場の借地面積は二千エーカー以下で、比較的狭小であると云ふ事である、其上資本に對する捌け口が僅僅二分五厘で計算された時代の日にあつては、大抵の事は反抗される氣遣ひはないのであつて、資本に對する需要が、英國に於ける多數の産業の八分利付の社債發行で計算される時には、百十四のコンソール公債も亦確かに嫌がられるのである、更らに余は委員會が既設製糖工場の成績から推論したと同様な、奨勵的の結論を推論する事が出来ない、既設の製糖工場は全部が成功であると云ふ譯ではなく、所要全部の甘蔗を得て居るものは一工場もない、北部印度も南部印度も共に、其採收面積

に關して他の工場の侵入に對する保護を申請して居る、印度に於ける製糖工場は多年の地歩を占めながら、其聲價に對する唯一の生産額は、世界中の最大蔗作面積を有する國內に於て、約二萬三千

二分五厘で計算された時代の日にあつては、大抵の事は反抗される氣遣ひはないのであつて、資本に對する需要が、英國に於ける多數の産業の八分利付の社債發行で計算される時には、百十四のクォンソール公債も亦確かに嫌がられるのである、更らに余は委員會が既設製糖工場成績から推論したと同様な、獎勵的の結論を推論する事が出来ない、既設の製糖工場は全部が成功であると云ふ譯ではなく、所要全部の甘蔗を得て居るものは一工場もない、北部印度も南部印度も共に、其採收面積

に關して他の工場の侵入に對する保護を申請して居る、印度に於ける製糖工場は多年の地歩を占めながら、其聲價に對する唯一の生産額は、世界中の最大蔗作面積を有する國內に於て、約二萬三千噸の年額に過ぎない、印度の法律と慣習に於て、糖業の獎勵に對し土地收用法の強制を、一地方廳に許して居る事は余の頗る欣幸と思惟する所である、吾人が委員會に於て得たる他の地方廳の知事の證言に依ると、此地方廳の法律關係官吏は、現行の土地收用規則なるものは、是れを産業に適用するの權限を地方廳に與へて居らぬと云ふ意見で、猶參考人は言葉を添へて、印度政府が現行法を改正すれば、地方廳に對して此權限の行使を許される様に希望するが、是れを一視同仁的に行使するよりは、適宜個別的に取り扱ひたいと云つて居たのであつて、同參考人は一般に印度の一番主要の製糖州に於ける土地所有權の制度に基因して、農事的進歩の阻害されて居る事を全然認識して居た、然るに委員會の多數は、何等かの形式に於て強制反對を發表する事を希望し、終に彼等は土地收用規則を産業に適用するの原則に對して、反對の宣言を要するに至つた、茲に於てか彼等は産業委員會の提議と抵觸し、強制收用を正當と認むるに必要であるとして、産業委員會の提示せる二個の條件は、砂糖の場合には適用が出来ないと云ふ宣言の手段で、彼等の立ち場を維持せんと圖つたのである、而も土地收用規則の適用の上に、是等の制限を創附したる産業委員會の委員等も、彼等の提示せる條件が果して砂糖に對して適用の出来ぬものなるや否や、吾人委員會の多數の委員程に精確に知つて居ないと聽いたならば、彼等も恐らく啞然たるであらふと思ふ、委員會は砂糖の場合と他の作物の場合とは非常に相違して居ると云ふ事を充分承知の上、而も彼等は其通り記述して置きながら、砂糖の場合に該規則の適用を許せば、他の作物に波及するの恐れがあると公言して居る

が、他の作物を原料の基礎とする産業は、其原料の植付けられて居る地方の面積内に工場を設置せずとも立ち往くが、製糖工場は甘蔗の中央に設置しなければならぬ、委員會は又耕作者は、自ら進んで希望せざる限り、甘蔗耕作を強制さる可きでない」と云ふ議論に大變力を置いて居るが、何人とも原料を供給するの契約を締結すれば、其原料供給の履行に對する強制を受くるは云ふ迄もない事だ、此強制以上に何等委員會の力を置いて居るが如き強制の暗示は少しもない、余とても大規模に斯る土地收用の強制を要す可しとは考へて居ないし、委員會とても或場合に於ける土地收用規則の施行を提議して居る位であるから、強制の原則には反對して居ない、刑法の制定された時は、各人が刑法を犯すものとは想像して居ないので、法律の制限は大多數の者に對しては、精密に是れを遵守するが故に不用であるが、唯自己の利害關係上からは是れを遵奉する事の出来なくなる人民の極少數者に對して設けられるのである、土地收用規則の勵行と雖も、前記同様の人民に對してのみ適用せられるので、而も夫れは他に何等の代用的對案がないと云ふ證明済の後である、余は知れ切つたる原則に對する委員會の反對と、政府の實地の慣習とに對して、何等理解し得可き推論を見出し得ないから、此問題に對する覺書を提出して置いたが、原文の儘夫れを茲に再録する。

〔五〕 蔗作に對する土地の強制收用

三一委員會説と余の説との間の相違は僅少で、余は余の議論に對する委員會の寛大なる引照に就て謝意を表するに拘らず、余は本報告書中に於て、此僅少の相違を特筆するに至つた責任を委員會に歸せざるを得ない。

事態は如何と云ふに、土地收用規則なるものは、地方政廳が公益の目的と宣告する一切の目的に對して、適用する事の出来る土地の法律たるに他ならない、産業調査委員會は、一切の産業に對して此規則を適用するの必要を特筆して、地方廳が公益の目的と宣告するに就て遵守す可き或制限を進

〔五〕 蔗作に對する土地の強制收用

三二) 委員會說と余の說との間の相違は僅少で、余は余の議論に對する委員會の寛大なる引照に就て謝意を表するに拘らず、余は本報告書中に於て、此僅少の相違を特筆するに至つた責任を委員會に歸せざるを得ない。

事態は如何と云ふに、土地收用規則なるものは、地方政廳が公益の目的と宣告する一切の目的に對して適用する事の出来る土地の法律たるに他ならない、産業調査委員會は、一切の産業に對して此規則を適用するの必要を特筆して、地方廳が公益の目的と宣告するに就て遵守す可き或制限を進行し、一地方廳は蔗作に對する土地の收用に此規則を適用して居る、余自身も亦本報告書中に明示されて居る通りに、更らに進んで、數項の制限を進行して居るのであつて、此規則の原則に對して抵触又は非難がない以上は、猶此上に進言される制限事項をも認むるに吝かならぬものである、委員會の多數は本報告書中に進言された、純然たる任意的の性質の諸方法に依れば、可成り迅速に大工場の組織を輸入するに充分であると揚言して居るが、余の思考する所に依れば、土地收用の武器は一切の任意的手段が盡きる迄實施を見合はす可きではあるが、自己の利害に對する無智頑固の場合、又は利己の蒙昧なる先入觀念に支配せられて社會的最善の利益を無視し、任意手段に依る最も正理の組織に對して反抗的の煽動を試むるが如き場合には、今も直ちに實施する事の出来るものでなければならぬと思ふ、余は現行收用規則が無政府的の非理に對する調整藥として、朦朧と背景に隱顯して居りさへすれば、前述の任意的手段の効果を一層大ならしめると主張するのであるが、委員の多數は其目的に對する效果の如何に關せず、此調整藥を社會團體に對する毒藥として排斥する様である、此間の相違は實に僅少であるが、併し顯著である。

(三二) 委員會の多數は、製糖工場に對する敷地を得る爲め、又は種苗成育に對する農事面積を得る爲めに、土地收用法の適用を躊躇せざるに拘らず、一般の甘蔗耕作に對して、該規則を適用するの原則を非難して居る、彼等の反對は一旦此原則を認めたらば、棉花若くは菜種にも適用せられ、終には

農業地一般が收用法を適用せられるに至ると云ふにあるが、彼等多數の委員自ら、其原料との關係に於ける製糖工場の立ち場は特殊のもので、孰れの他の種類の工場とも全然相違したものであると認めて居る以上は、余は前記の反對に跟隨するの必要はない、而して全部の工場を獎勵して土地を收用せしめんと提案するのでもなく、又余は既に明白に、全體の目的とする所は、工場が瓜哇に於けると同様に、蔗作に對する管理を掌握しなければならぬ事、其管理を掌握するに就ては、土地の收用よりも他の方法を擇まなければならぬ事、收用規則に依る土地の收得は、蔗作面積の五分を超過してはならぬ事等の個條を列擧して置いた以上は、假令ひ最後の手段として今利用し得可き土地收用法維持の提議を爲した所で、一般農業地の管理を資本的企業の手に渡して仕舞ふと云ふ様な事にはならぬでないか、萬一さう云ふ結果を惹起すとした所で、耕作者の位置を墮落せしめないと云ふ見定めが付けば、何故夫れを危険視するのであるか、殆んど諒解に苦しむ所である、小耕作者に對する温情は、土地所有者及借地人に對する温情とは全く別物であるのみならず、土地に對して利害關係を有するものは、獨り蔗作のみには限らない、實際の耕作者は、恐らく土地に對してすらも、印度の殆んど總ての部分を通じて最小の利害關係を有するに過ぎまい、實際の耕作者は何彼の理由に依つて放逐され易いもので、彼は其目前に代用的の方針が開かれて居ても、其方針が幾度も實地的に良好なる事が指導されない限りは、決して諒解する事の出来ないものである、彼は是等の實例を見た後資金と自由があれば、之れを模倣し之れに隨從するが、其資金と自由を有する事が滅多にない、委員會は一地方廳が蔗作面積に對して唯の一回收用規則を適用した事を記載して居るが、甘蔗に迄適用の出來ると云ふ土地收用規則の原則に對する彼等の戰慄は、一の特殊の場合に於ける

此適用は、壓制的の行爲であると云ふ宣言となつて顯はれて居るが、余は此の判斷が全然不正であると考へる、委員會には何等の證據もなかつたから、彼等委員が斯う云ふ宣言を發表する以前に當

に依つて放逐され易いもので、彼は其目前に代用的の方針が開かれて居ても、其方針が幾度も實地的に良好なる事が指導されない限りは、決して諒解する事の出来ないものである、彼は是等の實例を見た後資金と自由があれば、之れを模倣し之れに隨從するが、其資金と自由を有する事が滅多にない、委員會は一地方廳が蔗作面積に對して唯の一回收用規則を適用した事を記載して居るが、甘蔗に迄適用の出來ると云ふ土地收用規則の原則に對する彼等の戰慄は、一の特殊の場合に於ける

此適用は、壓制的の行爲であると云ふ宣言となつて顯はれて居るが、余は此の判斷が全然不正であると考へる、委員會には何等の證據もなかつたから、彼等委員が斯う云ふ宣言を發表する以前に當つて、收用を提議した調査局が、不平者に對する利益擁護の爲めに、如何云ふものを壓制の要點として擧げて居るかを見る爲めに、調査局の記録を手に入れるが委員會の義務であつたと思ふ、委員會は最近五個年間に設置せられた數工場に信賴して、土地收用規則の力を藉らずとも辛抱さへすれば一層多數の工場が設置されると云ふ望みを繋いで居るが、此信賴は根據のない空頼みである、何となれば物事の繁昌するのは、何時も陰に或金主があつて、其繁昌する物事を扱ふ企業に、金を注ぎ込んで居るからである、委員會自身も亦既設の舊工場は、舊制度の下に在つて孰れも多少は原料甘蔗の饑饉を感じて居る事を明示して居るのであつて、假令ひ吾人が一層良好の甘蔗の値段は、甘蔗の充分の數量を供給する様に耕作者を誘導す可しと云ふ希望を囑し得るとしても、委員會の唯の希望では工場の要求を充たす譯には往かない、所有者が何時でも保留の出來る様な原料の保證なしに、工場を設置すると云ふ事は間違ひである。

(三三)委員會は、實際糖業の躍進を期するには、甘蔗の供給許りが唯一の必須條件でないと云ふ事を忘れて居る様に思はれるが、耕作の工程も變へなければならず、新品種の輸入、蔗病竝に野獸豫防隊の組織、不足不規則の給水補充、肥料貯藏所の設置、運輸交通の改善等も行はれなければ、到底大なる進歩は期せられない、小耕作者は代代小さくなる許りて、至極小さい所有地を残して居る許りである、斯う云ふ所有地が所所に散點して居つて、彼は借金の資本で耕作して居るのである、彼れは信用も學問も大した意見もないが、其代り一舉一動瞞されはせぬかと云ふ大きな猜疑心を持つて居る、

茲を以て農事に適用されたる組織、科學、大資本は、大製糖工場に必須缺く可らざるものではあるが、小耕作者が心服して組織されない限りは、決して印度に於ては實現しない、若しも任意で良好な組織が出来るならば吾人は大に歓迎するが、吾人の全部は任意の方法では、大した進歩は期待されない、と云ふに一致して居る、さすれば背景に朦朧たる何等かの壓力も、跛の犬を輔けて垣根を越えさす事が出来れば、其壓力と其可能性を排斥し去る理由がないと思はれる、耕作者が其所有權を工場に讓渡しさへすれば、組織の必要もなければ、組織は寧ろなくても好い、委員會は代用的可能の組織を進言しなければならぬのであつて、政府も亦工場を犠牲とし、自ら進捗の談判に衝に當つても、斯う云ふ組織を助長しなければならぬのである、土地收用の考慮せられた所以は、夫れが法律の許す唯一の武器であるが爲めである、然るに是れが使用は至極控へ目であつて、實に甘蔗に對しては僅かに唯の一回のみである、是れは地方政廳が夫れを使用するに就て頗る臆病であるものと察せられるので、政廳自己の農場の敷地收用に對してすら、是れを使用するに臆病であつた、如何なる土地收用の處分も、地方政廳が斯る收用の公益たる事を公然宣告して、全體の問題に對する表向きの調査を経た後でなければ、實施されない、然るに産業調査委員會と本委員會は、其進言に係る數項の制限を遵守するにあらざれば、土地收用に對する公益が濫用せられ得る事に就て、地方政廳に指導を與へて居る、畢竟委員會の多數の假定が、斯うしなければ何等か利益の侵害が起ると推定するならば、其推定は取りも直さず、彼等は政廳の裁定と其調査に信用を置けないと云ふに歸著するの他はない、余は普通の政廳氣質とは違ひ公然たる調査を経て決行する政廳の行動に對し、其聰明若くは誠實に疑念を挿む不信の行爲に、仲間入りしない事を言明し得るは、余の至極の喜びである。

(三四)余は委員會が不人望や紛擾に就て、彼此れ心配するの必要はないと考へる、何となれば土地收用の機械は、獨り印度の大臣が之れを運用し得る許りであつて、其大臣は紛擾の起否如何に就ては敏感なる可き印度の立法議會に對して責任を負ふて居るのである、さすれば委員會の役目は、印度

與へて居る、畢竟委員會の多數の假定が、斯うしなければ何等か利益の侵害が起ると推定するならば、其推定は取りも直さず、彼等は政廳の裁定と其調査に信用を置けないと云ふに歸著するの他はない、余は普通の政廳氣質とは違ひ公然たる調査を経て決行する政廳の行動に對し、其聰明若くは誠實に疑念を挿む不信の行爲に、仲間入りしない事を言明し得るは、余の至極の喜びである。

(三四)余は委員會が不人望や紛擾に就て、彼此れ心配するの必要はないと考へる、何となれば土地收用の機械は、獨り印度の大臣が之れを運用し得る許りであつて、其大臣は紛擾の起否如何に就ては敏感なる可き印度の立法議會に對して責任を負ふて居るのである、さすれば委員會の役目は、印度の貧困なるに依り、印度の適地と水と勞力とを有するに依つて要求されたる、印度に於ける蔗作の必要を大聲に主張する事と、是等蔗作地の最良の使用法は、科學的組織の大工場と聯絡するに在る事、是等の諸工場は組織されたる科學的の農業を管理するにあらざれば、其生存の頗る困難である事、先づ第一に大工場の設置に至る迄の途中に於て、或は僻見の爲め、或は先見の明なき爲め、或は又金貸業者の意の儘になつて居る小農夫の資力缺乏の爲めに障礙が起りさふである事等を説明しなければならぬ事である、萬一印度の大臣と印度の立法部に於て、現行法に依つて彼等の權内に委ねられたる武器の使用を必要なりと見た場合は、委員會の報告は、兎に角彼等に必要なる勇氣を與へなければならぬが、唯警告して置く可き一點は、土地に對する所有權の讓渡だけでは、田舎の改造再組織の唯一の方法とするには足らず、更らに之れに次いで、國內に於ける土地と水と勞力を最善の使用に供せしむる様になければならぬ事である、現在の無政府的なる田舎の産業状態から、一層組織的な一層高級の状態への推移を指導せんとする現行法の壓力を排斥する事は、取りも直さず大農園の所有者が、無免許の財産權を主張する小地主農夫の跋扈に遭遇する事の珍らしくない、泰西の偏頗な政策を踏襲すると同じ結果を生ずる、余は印度の各大臣や印度の立法部が、貧困を救濟して産業を促進するの問題に當面す可き彼等の明白なる義務や、再組織に關する種種の計畫や自由を侵害すると云ふ評判を恐れて産業並に社會の最大利益たる關係事項中の共同の組織など

を忌避しないと云ふ事を、衷心より信頼するものである、余は繰り返して云ふが、印度は製糖事項に關して從來爲せるよりは一層多大の貢獻を爲し得るので、是れを爲し得る有望の方法は大工場に倚賴するに限るのである、世界の實驗が明示して居る所に依ると、各大製糖工場は、彼等と關聯して農事作業を管理しさへすれば、確乎たる成功の他はないと云ふ事、如何なる種類の工場にも必須缺く可らざる原料供給の充分なる事と規則正しい事は、唯甘蔗の成育を管理する工場が、大規模農業の輸入に依つて得らるるものなる事、科學的の耕作法を施す爲めに小耕作者間に要せらるる共同と、原料供給の充分なる事並に規則正しい事は、任意の組織では最大難事である事、此任意の組織は最初二三の試験の好結果を教示すれば一層容易になるが、其最初の試験に對して強制が必要である事等であるが、現在の通りに法律が何時でも適用の出来るものとして控へて居りさへすれば、此強制は使用するに及ばずして済むのであつて、是非是れを使用しなければならぬ場合があれば、産業調査委員會に依つて進言され、且つ本委員會に依つて敷衍せられた警告の下に行はれるだけの事である、斯う云ふ風に最後の手段としての節用や若くは使用が可能であると云ふ事だけにて、是れから何等かの濫用が起るとか又は耕作者の状態に何等かの墜落を惹起すとか、或は又利己的に公益を搾取せんとする者は格別、夫れ以外の者に對して何等かの酷遇をすると云ふ事は、如何考へても何の理由もない事である、此目的に對し又斯る人民の上に使用されたる強制は、余の心中には決して酷遇でなく管理上の明白なる義務であると考へる。

(三五) 決して忘却する事の出来ない事項は、最短距離より規則正しく途切れぬ豊富な甘蔗の供給が大工場に對する肝腎要である事、現在の儘の田舎の組織では必須の農事面積の區劃も、規則正し

き原料の供給も決して得られない事、工場は設置次第其支拂ひ得る限りの最高値段で生産甘蔗の全部を買入れる契約を締結しなければならぬが、耕作者は唯其値段で要求されたる甘蔗を供給す可き契約履行の義務だけで、夫れ以上は何の義務もない事、季節の如何に拘らず、甘蔗の規則正しき

公益を搾取せんとする者は格別、夫れ以外の者に對して何等かの酷遇をすると云ふ事は、如何考へても何の理由もない事である、此目的に對し又斯る人民の上に使用されたる強制は、余の心中には決して酷遇でなく管理上の明白なる義務であると考へる。

(三五)決して忘却する事の出来ない事項は、最短距離より規則正しく途切れぬ豊富な甘蔗の供給が、大工場に對する肝腎要である事、現在の儘の田舎の組織では必須の農事面積の區劃も、規則正し

き原料の供給も決して得られない事、工場は設置次第其支拂ひ得る限りの最高値段で生産甘蔗の全部を買入れる契約を締結しなければならぬが、耕作者は唯其値段で要求されたる甘蔗を供給す可き契約履行の義務だけで、夫れ以上は何の義務もない事、季節の如何に拘らず、甘蔗の規則正しき供給を確保する爲めには、耕作者の科學應用は組織的農業の科學應用より遙か以下に劣つて居る事、最善の科學的方法を應用して居る瓜哇に於てすら、工場の要求する數量より甘蔗の不足になつた年の少なくなかつた事、小耕作者の相手では、甘蔗の不足は猶更ら習慣的になつて居るのみならず、所要以上の遠距離から運搬され、而も健全なる農事的の智識さへあれば除去する事の出来る、未熟や過熟の甘蔗を供給せられる事等である、元來組織と云ふは實際的の言葉であるに、個人の自由と云ふが如き神秘的の言葉の名を藉りて組織を避けんとするが如きは、此問題を放棄して仕舞ふに他ならぬのである、委員會の提議が如何に價值あるにせよ、自發的任意か、又は印度の大臣と印度の立法部の命令かに依る、田舎の改造再組織が決行せられない以上は、是等の提議だけでは顯著の進歩を促がす譯には往かない、委員會の忘却して居る事は、世界的の砂糖不足は現在工場製造の二萬三千噸位の比ではない事、千九百三十二年に於ける要求額の豫想數量は三千二百萬噸なるに、昨年生産の砂糖は僅僅千五百萬噸に過ぎなかつた事、此眼前の世界的砂糖の大要求に對して、印度は非常の大貢獻を爲なければならぬ事、萬一吾人に此意思があれば出来る事等である、然るに無政府的自由の或爆發の状態を懸念して、前記の此意思を放棄するは、無氣力と云ふの他はない。

(三六)余は有利の條件を以て土地の三分の二を耕作者に釋放しさへすれば、工場と耕作者の雙方の同意を得て、土地收用を行ひ得可しと信ずるの理由を有するものである、値段の押合ひを爲ない方

が雙方の利益で、獨立の裁判所の官憲に評價をさせるが好い、耕作者に對する利益は、其所有土地の時價より一割五分の増値を得る事で、耕作者に對して此代價の一部若くは全部を工場の株式に代へ得るの途を開いて置く可きである。

(三七)余は又土地收用規則の適用は、地主耕作者の同意を得ずして之れを行つた場合には、勞力問題の面倒が起る爲めに、是れは容易に行はれないと信ずるの理由を有す、例せば、ビハアに於ては耕作者等は其社會的の身分に對して高尚なる思想を有するが爲め、若し其土地を買上げられて仕舞へば、勞働者として働くよりは寧ろ他に移住するの意向である、産業調査委員會の定めたる條件の一は、耕作者に對する適當なる代へ地を買入れない限りは、耕作者の土地を買上げる事は出來ないから、移住は容易であらふが、一面に於て各工場は、其土地を買上げれば現在所有主たる耕作者が皆無になると云ふ事ならば、土地收用強制の申請を躊躇するであらふし、他面に於て地方廳も亦自己の指導農場に對してすらも土地收用の規則適用を好まない位であるから、地主耕作者の頗る鞏固の意思に反して、好意的に工場の申請を受け入れる事は恐らくなからふと思はれる、されば實際に於て余は工場の利益の爲めにも、耕作者の多數若くは村落の多數が同意しなければ、土地收用規則の一條件として、土地の收用を許さない事に喜んで同意するものである、余は外住地主又は金貸業者の權利を擁護せんとするには非ず、又地方廳に對する余の提議の上に前記の制限を附するとするも、余は此制限すら地方廳を拘束するを欲せずして、地方廳の自由に一任せんとするものである、全體から云つて規則は束縛的でなく、唯指導的たる可しと云ふが余の意見である。

(三八)土地收用に關する委員會の章も此記録も、共に意見を徴する爲めに地方廳に移牒せらる可き

は疑ひのなき所である、茲を以て一言附記して置く方が公平であると考へられる事は、委員會の聽取せし參考證人中には、一地方政廳が農業地に對する土地收用規則を、製糖工場の爲めに使用せし實例がある許りでなく、其政廳は更らに是れを適用するの意思を有して、是れが適用に關する理由

一條件として、土地の收用を許さない事に喜んで同意するものである、余は外住地主又は金貸業者の権利を擁護せんとするには非ず、又地方廳に對する余の提議の上に前記の制限を附するとするも、余は此制限すら地方廳を拘束するを欲せずして、地方廳の自由に一任せんとするものである、全體から云つて規則は束縛的でなく、唯指導的たる可しと云ふが余の意見である。

(三八)土地收用に關する委員會の章も此記録も、共に意見を徴する爲めに地方廳に移牒せらる可き

は疑ひのなき所である、茲を以て一言附記して置く方が公平であると考へられる事は、委員會の聽取せし參考證人中には、一地方政廳が農業地に對する土地收用規則を、製糖工場の爲めに使用せし實例がある許りでなく、其政廳は更らに是れを適用するの意思を有して、是れが適用に關する理由は何等反駁の餘地なきものと信じ、且つ法律に依つて其權限内に置かれたる道具を使用しなければ、何等の進歩『指導命令的の進歩』すらも行はれないと思つて居る事である、更らに是れに附け加へて云つて置かなければ不公平であると思はれる事は、砂糖の見地から云つて最も重要な他の州の一長官は其證言に於て、管下の州内に於ける土地所有權が非常に進歩を阻害して居る事と、政廳が土地收用規則を道具に使ふ事の出来なかつたのは、大部分は其法律顧問の意見が、是れに對する土地收用規則の適用は法律に於て許されて居ないと云ふに在つた事を、明瞭に證明したと云ふ事である、更らに前記長官の證言は余の引用せし如くに、萬一土地收用規則の修正せられる場合に於ては、此權限を地方廳に與へて、必要に際し一般的使用を避け、一一其場合を攻究して許否を決せしめん事を希望する旨を、彼は明白に公言して居る、以上引照せし所に依つて見れば、明白に余の議論を裏書きして居るもので、余の議論は即ち土地收用規則は製糖工場と關聯したる農業地の事項に就ても、常に是れを使用するの必要がないと云ふ事と、時々砂糖の場合に是れが使用を有益とする考慮は、砂糖以外の他の作物の場合には適用されないと云ふ事とて、砂糖の場合に於ては工場と其門外の耕作者との關係が、唯重要となるのである、更らに指摘しなければならぬ事は、規則正しい甘蔗の供給を確保し得ない工場が、事業を開始するは馬鹿氣た話であるが、工場が供給の保證を得て事業を開始する事が出来れば、現在の耕作者が夢想する事も出来ない、甘蔗の値段を支拂ふ

事も出来るのである。

(三九)前節同様に余の諒解する能はざるは、委員會が何故に瓜哇で成立して居る製糖工場に對する特殊の原則、余は此特許が甘蔗耕作者の値段を引下げる爲めに使用されないと云ふ保證の方法さへ立てば、工場の申請に依つて英領印度内で許す様にしたいと希望せる、此特許の原則に對して反對したかと云ふ事である、余は特に委員會の努力して居た甘蔗値段の昇降法と、特許の原則とを關聯せしめん事を切望するものである、余は委員會の『無對無』とか『有對無』とか云ふ原則には反對して『有對有』の原則採用を切望するものである、工場の要求する所は規則正しい豊富の甘蔗供給の保證であつて、耕作者の要求する所は獨占的工場の利益壟斷に對する保護である、耕作者にして前記の保證を與ふれば、工場の支拂ひ得る最高の値段を受ける事が出来るが、耕作者が其保證を躡踏すれば、工場は其値段を支拂ふ事が出来ない、余は此全體の問題を工場の特許と甘蔗の値段と、二様の記録に論述して置いたが、茲に其全文を再録する。

〔三〕 甘蔗値段の昇降法

(四〇)委員會の甘蔗値段の昇降法は、工場にも耕作者にも束縛的ではないが、相當なる甘蔗の値段が耕作者に支拂はれない爲め、工場に對する充分の甘蔗が耕作せられなかつたと云ふ委員會の論點に對する好個の證據である、是れと同時に此問題は充分確定的又は具體的に陳述されて居ない、砂糖の値段が低い時は、此問題は自然確定的となるのであつて、何れ程迄多く工場は奮發して支拂ふ事が出来るか、何れ程迄少なく耕作者は、我慢して受取る事が出来るか、耕作の工程と工場の工程と

が共に最も有效なものでありさへすれば、賣買雙方の數字は多少適合一致のものとなり得る、所が砂糖の値段が騰貴した場合に、砂糖の値段の低かつた時と同様の値段で甘蔗を供給し、工場の能率

(四〇)委員會の甘蔗値段の昇降法は、工場にも耕作者にも束縛的ではないが、相當なる甘蔗の値段が耕作者に支拂はれない爲め、工場に對する充分の甘蔗が耕作せられなかつたと云ふ委員會の論點に對する好個の證據である、是れと同時に此問題は充分確定的又は具體的に陳述されて居ない、砂糖の値段が低い時は、此問題は自然確定的となるのであつて、何れ程迄多く工場は奮發して支拂ふ事が出来るか、何れ程迄少く耕作者は、我慢して受取る事が出来るか、耕作の工程と工場の工程と

が共に最も有效なものでありさへすれば、賣買雙方の數字は多少適合一致のものとなり得る、所が砂糖の値段が騰貴した場合に、砂糖の値段の低かつた時と同様の値段で甘蔗を供給し、工場の能率も亦同一程度に繼續して居るならば、茲に餘剩利得が出来て、更らに此餘剩利得を如何分配するかと云ふ問題が起る、孰れにするも其供給が不規則で甘蔗の品質が貧弱である場合に、工場が支拂ひ得る甘蔗の値段と、供給が一層規則正しく品質が一層良好の場合に支拂ひ得る甘蔗の値段とは、決して同一には往かない、前掲の記述『第二章第十九節參照』から觀察され得る如くに、世界主要の産糖諸國に於ける三四年前の實際の費額は、砂糖の値段の低い時に當つては砂糖の全體の値段の三分の二以上に上つて居る、更らに余の觀察に依るに、砂糖の値段を十ルピーと假定して、此値段から工場費を控除し、瓜哇と同一の基礎で利益と減價償却とを包含せしめて、甘蔗の支拂ひに利用し得る剩餘は、砂糖の値段の七割以上であると云ふ事である、斯くて砂糖の値段が今年の様に三倍にも上つた場合は、甘蔗の値段を此暴騰した糖價の七割とし、工場費を三倍とした所で、工場の利益は三倍以上に上るのであるが、如何せん普通の時に於ては到底印度の糖業に資本を誘致する事が出来ない、いと云ふ一般の感情がある事實を、無視する事は出来ないから、余は常に甘蔗に對する最低値段を提案し、夫れを每一標準マウンド當り六アンナに決定する委員會の案に同意を表するのみならず、更らに進んで此六アンナの値段が、此甘蔗から得たる砂糖の總價格の五割以下に落ちない限りは、甘蔗の値段は何時迄も唯の六アンナにて宜しいと云ふ提議に同意するものである、是れは畢竟甘蔗每百當りに對する砂糖七分五厘の搾出工場に取つては、砂糖の値段が十ルピー、又甘蔗每百當りに對する砂糖八分五厘の搾出工場に取つては、砂糖の値段が八ルピー、八二以上に賣れ往かない限

りは、甘蔗に對しては何所迄も唯の六アンナを拂へば好いと云ふ意義になるが、是から先の點に於て、余は委員會の案よりも更らに一步を進めて、此最低限度より以上に上つた場合に、委員會案は甘蔗の供給者に砂糖の増加價格の二分の一を頒與せんとするに對し、余は其三分の二を頒與せんとするものである、今此二案を代數的に表示すれば即ち左の通りである。

委員會案	(イ)七分五厘搾出……………	$Y = \frac{1}{2}(10) + \frac{1}{2}(X-10)$
	(ロ)八分五厘搾出……………	$Y = \frac{1}{2}(8.82) + \frac{1}{2}(X-8.82)$
余の私案	(イ)七分五厘搾出……………	$Y = \frac{1}{2}(10) + \frac{2}{3}(X-10)$
	(ロ)八分五厘搾出……………	$Y = \frac{1}{2}(8.82) + \frac{2}{3}(X-8.82)$

上表に於けるYは每一マウンド當りのアンナを表示する甘蔗の値段で、Xは每一マウンド當りのルピーを表示する砂糖の値段であるが、是れと同時に余は耕作者が、此高い甘蔗の値段を得る報酬として、數年連續の契約下に甘蔗供給の法律的義務を負はん事を期待するものである、斯う云ふ契約に便宜を與ふる爲め若くは一面積に唯一工場と制限する爲め、何等かの利益を政府に申請する場合に、政府は耕作者に對して前記の甘蔗値段を頒與せん事を主張す可きである、委員會の提案は實際の搾出を基礎として居るが、余は是れを基礎とせず、甘蔗の分析に對する糖分と纖維の歩合を基礎とする、若しも甘蔗中から砂糖となる可き糖分の搾出が八十四であれば、余は標準の値段を糖分九分纖維一割六分とするので、甘蔗中の纖維の最大限度を二割又糖分の最小限度を八分と決定し、彼の礦石の賣買契約と同様、糖分又は纖維の超過若くは不足に對して、每一厘の歩増し金歩減り

金を決定するのである、是等の契約締結には何等面倒なく、一例を云へば耕作者は菜種の事項で此原則を會得して居る、斯くて砂糖の値段が萬一ルピー以下に暴落した場合には、契約書中に一條項を置き、一年前の豫告に依つて一製糖期間の解約、別個の豫告に依つて幾製糖期間の解約を工場

場合に、政府は耕作者に對して前記の甘蔗値段を頒與せん事を主張す可きである、委員會の提案は實際の搾出を基礎として居るが、余は是れを基礎とせず、甘蔗の分析に對する糖分と纖維の歩合を基礎とする、若しも甘蔗中から砂糖となる可き糖分の搾出が八十四であれば、余は標準の値段を糖分九分纖維一割六分とするので、甘蔗中の纖維の最大限度を二割又糖分の最小限度を八分と決定し、彼の礦石の賣買契約と同様、糖分又は纖維の超過若くは不足に對して、每一厘の歩増し金歩減り

金を決定するのである、是等の契約締結には何等面倒なく、一例を云へば耕作者は菜種の事項で此原則を會得して居る、斯くて砂糖の値段が萬一十ルビ以下に暴落した場合には、契約書中に一條項を置き、一年前の豫告に依つて一製糖期間の解約、別個の豫告に依つて幾製糖期間の解約を工場に許すが、其代りに工場は蔗作者をして其土地に甘蔗よりは利益の少ない作物を植付けしむる賠償として每一エークル當り幾何、假りに先づ五十ルビを支拂ふ事とする、余は更に又各契約書中に或種の條項を挿入して、各製糖期間中に於ける、工場の甘蔗受渡しを獎勵若くは制止せんとする、前後の月若くは製糖期中間の月等に依つて、甘蔗の値段を變へる事も亦大に效能があらふと思ふ、(四一)されば此値段昇降表の價值は、是れを適用する目的の如何に依つて相違するが、孰れにしても強制的に如何なる目的にも適用する事が出来ないから、大工場は可能性の充分なる有利の場所に建設しなければならぬので、耕作の管理と、幾何か保證付きの供給の利益と、耕作者からの科學的工程を要するのである、是等に對する賠償として耕作者には出來得る限りの最高値段を得る事、工場の最も有效なる方法で運轉せられる事、一番有利の大規模で建設される事等を要求するの権利があつて、工場には又一番有效の組織に對し、耕作の最も科學的の工程に對する耕作者の快諾を期待し得るの資格がある、斯くて最高の能率に對する工場と耕作者の雙方の相互の快諾は、社會の利益となるのである。

(四二)さればとて前記の方法のみが、最善の成績を擧げ得る唯一の値段の原則であるとか、或は又委員會が提議せんと準備して居る唯一の値段の原則であると云ふ結論にはならない、耕作が有効に組織されて居る限りは、値段の決定に對する多數有望の原則中で、唯一度其孰れを受け納れるかを極

めるのは耕作者の自由である、委員會に對して提議された一原則は、グール糖の一噸を製造するに十噸の甘蔗を要すと云ふ事と、大製糖工場の一層進歩したる方法に依ると、甘蔗からグール糖に製造する費用を差引かないでも、猶工場には相當の利益があると云ふ假定の下に、グール糖と同一量目の時價の十分の一を耕作者に支拂ふと云ふ案もあつたが、甘蔗の値段に對する最善の原則として、委員會に提議せられた他の案は、耕作者が毎年其土地に甘蔗以外の作物を耕作し、若くは甘蔗が一番有利の作物ならば、其甘蔗をグール糖に製造して得られる最高の利益を保證すると云ふ事で、是れを詳言すれば如何なる作物にても耕作し、其作物を如何なる用途にも充て得る、自由の利益を耕作者が占め得ると云ふ事になる、耕作者が此利益の保證を得て、工場が此危険を負擔する事になれば、耕作者は工場に對して規則正しく甘蔗を耕作する事になると云ふのである、此最後の原則は擴張の見込みあるもので、耕作者にして其耕作工程の管理一任に同意しさへすれば、工場は普通の工程に依る正規の利益を耕作者に保證した上に、新工程の實行から生れ出る臨時の利益を耕作者と分配する事が出来るので、其實際に於て村落若くは聯合の各村落は、此原則に依る會社の一單位として組織する事が出来るのである。

〔七〕 工場の特許

四三)本記録に於て、余は此問題に對する委員會の多數と余の間に於ける意見の相違は顯著ではあるが、小さいものであると云ふ事を繰り返へさざるを得ない、本報告書は其進言に係る方法に依れば、委員會の甘蔗値段昇降法に準據して耕作者に支拂つて居る有效工場の隣接地に在る蔗作者を

して、此工場以外の工場に其甘蔗を賣却する事を阻止し得ると思考して居る、茲を以て特許の考案に依つて確保せんとする工場の保護は、特許の強制を要せずして、自働的に獲得されると云ふので

〔七〕 工場の特許

四三)本記録に於て、余は此問題に對する委員會の多數と余の間に於ける意見の相違は顯著ではあるが、小さいものであると云ふ事を繰り返へさざるを得ない、本報告書は其進言に係る方法に依れば、委員會の甘蔗値段昇降法に準據して耕作者に支拂つて居る有效工場の隣接地に在る蔗作者を

して、此工場以外の工場に其甘蔗を賣却する事を阻止し得ると思考して居る、茲を以て特許の考案に依つて確保せんとする工場の保護は、特許の強制を要せずして、自働的に獲得されると云ふのであるが、萬一委員會の進言にして、本報告書の力を藉さんとする官憲の採用する所とならなかつた時は如何である乎、或は又是等の進言が實地運用の點に於て、其考案と相違して反對の結果になつた時は如何である乎、又各地方廳は、各工場の其競争工場に甘蔗を賣り込む耕作者に對する、種苗若くは給水の賣却拒絶を認許するのである乎、或は又地方廳自ら競争工場に對して、種苗若くは給水に對する土地收用の同一利便を認許しないのである乎、數へ來れば結局は必要である保護に對して、何故反對の宣告をするのである乎。

而も前記と反對の一面に於て、特許制度に依つて工場に與へんとする保護が、委員會の進言したる方法から起つて來た場合には、委員會の方法に依る保護の方が、特許制度に依る保護よりも劣りはせぬか、何となれば特許制度は、工場と蔗作者の雙方に對する同時の保護として提議されて居るから、何等の規則もないと云ふ事になれば、甘蔗を一番有効に使用せしめ、且つ最高の値段を得せしむるの途は、獨り競争に倚賴するより他はない、萬一委員會の提議にして此競争を排除し、蔗作者に對する市場を一工場に限定せしめたならば、蔗作者は工場を強制して其能率を高めしむる事も出來なければ、又蔗作者に對して寛大ならしむる事も出來ない、彼に取つて出來る最後の手段は、其値段の引合ふ他の作物を擇んで植付け得る時に、甘蔗の耕作を止めて仕舞ふ他はないが、此手段とても猶工場を強制して、最大の能率で支拂ひ得る最高値段を蔗作者に支拂はしむるには充分でない、されば本報告書中に進言されたる甲乙の値段昇降表か、或は又指示するに足る可き他の表に依つ

て、決定し得る値段を支拂ふ事が極まらない以上は、工場に對する特許を拒絶すると云ふ事は、却つて耕作者が獨占的工場に左右せらるるを防ぐ唯一の保護法である、されば此規則に對する懸念も確かに過度であり、又無規則の靈妙なる效能に對する恐悅も亦理由のないもので、結局問題は未解決の儘に遺り、唯朦朧たる姑息的の辯解が來往飛躍する許りである。

(四四)本報告書中には、瓜哇の特許制度なるものは、決して工場並に耕作者の保護に對して設けられたものではなく、從來より以上の土地が食糧的作物から蔗作に移る事を防止せんが爲めである事を特筆して居るが、瓜哇の各工場は古い強制借地制度の相續者で、夫れが習慣となつて繼續して居るが爲めに、何等保護の必要のない事を逸して居るのみならず、瓜哇に於ける各工場中にも、現在の借地期限が満了となつて、耕作者が覺醒して來た場合には、果して何事が湧起するかに就て、憂慮して居る傾向がないと云ふ事が出来るであらふ乎、印度の各工場は、同一面積内に耕作された限りある數量の甘蔗に對して、各工場の狂氣的競争を避けしめんが爲めに、甘蔗供給規則の必要なる證據を提供して居るのである、然るに委員會は此規則は耕作者を工場の爲めに左右せられるものたらしむるのみならず、現在何等かの地歩を作る爲めに耕作者の助けともなる可き競争の僅かの可能性をすら奪ひ去るものと感じて居る、規則として雙方の利益を保護する事の出来ない様な規則は、是れを規則として思考するの價値はない、委員會の審議に供せられたる特許制度は、工場が委員會の指定し得可しと自認して居る正當の値段を支拂ひさへすれば、工場に對する利益をも圖るのであるから、以て雙方の利害を一致せしむる事が出来るので、此特許は自分で始末の出来る工場に對して、敢て是れを強制するものではない、工場が土地を所有し、又は土地の長期租借を有し、若くは甘

蔗の供給に對する有效なる長期間の契約を有する場合は、工場は自分で始末をする事が出来るのであるが、夫れにしても茲に起り得る問題は、讓渡又は租借若くは契約の效力如何は瓜哇に於ける

と同義、政府官憲の手で取調べるの必要がないか如何か、又は是れを衣つて雙方孰れかの利益の無視

是れを規則として思考するの價値はない、委員會の審議に供せられたる特許制度は、工場が委員會の指定し得可しと自認して居る正當の値段を支拂ひさへすれば、工場に對する利益をも圖るのであるから、以て雙方の利害を一致せしむる事が出来るので、此特許は自分で始末の出来る工場に對して、敢て是れを強制するものではない、工場が土地を所有し、又は土地の長期租借を有し、若くは甘

蔗の供給に對する有效なる長期間の契約を有する場合は、工場は自分で始末をする事が出来るのであるが、夫れにしても茲に起り得る問題は、讓渡又は租借若くは契約の效力如何は瓜哇に於けると同様、政府官憲の手で取調べるの必要がないか如何か、又は是れに依つて雙方孰れかの利益の無視されて居ない事を證明するの必要がないか如何かと云ふ問題である、規則の必要なる程度の大なる事世界中印度に及ぶものはない程であつて、更らに一面に於て印度に於ける指定規模の工場は、瓜哇若くは布哇に於ける工場よりも、一層廣大なる附屬地を要する次第は、甘蔗の收量が慘めな程貧弱で、普通甘蔗の品質は低く搾出は不充分で、各所有地は小さく且つ散點して居つて、工場は其原料の供給に對し遙かの遠方から掻き集めなければならぬ爲めである、萬一他作物の耕作者が此保留地内に割り込みでもすれば、更らに遠方の地方から原料を掻き集めなければならぬ事になるが、原始的の運輸組織に加ふるに、長距離の運搬に伴ふ甘蔗の減耗は、原料倚頼面積の上に鋭敏なる制限を附する事になる、是に對する蔗作者は、微小にして猜疑心深く先見の明なきが爲めに弱き賣買契約者である、委員會は一般に甘蔗の値段が如何に低いものであつたか、蔗作者に増給された糖價騰貴の利益は如何に微細の歩合であつたか、他の産糖諸國の蔗作者が得たる値段は如何に莫大なものであつたかを能く承知して居るから、委員會としては工場並に蔗作者の雙方を援助するに有望な計畫を立てなければならぬが、委員會の公表し得る一切のものは唯一個の型式表に過ぎない、而も學者然として彼等は *Vis medicatrix Naturae* 即ち彼等が是れを英譯して居る如く『過激の強制を慎め』と繰り返して云つて居る。

(四五)市役所の設計認可を受けなければ、新築家屋を建設する事は出来ないと云ふ市の規則に對し

ては、何人も異議なく承認する所であるに拘らず、特許を受けない新設の製糖工場を建設する事は出来ないと云ふ規則に對して、彼等は反對するのであるが、此兩方の規則の依つて生ずる原則は即ち同一である、一個の建築物に對して、是れが土臺たる可き土地のみが、唯一の基礎的有用物であるとは云へない、空氣も日光も熱も均しく考慮の内に加へなければならぬので、是れを取締るの規則がなければ、建築者は他人に對する前記の利便が如何に影響を受けやふと少しも顧慮しない傾向のあるは、經驗の明示する所である、是れと同様に新設の製糖工場に對して、既設工場の甘蔗供給の利益を侵害しない様に信頼する事の出来ない事は印度の實驗の明示する所であるから、斯う云ふ著名の事故に對しては宜しく規則で是れを豫防す可く、斯る規則は何人も承認して居る市役所の規則以上に過激なる革新ではない、是れと同様に必要なる事項は、土地の權利の所有者と、用水權の各所有者と、社會との各利害關係を聯絡按排する事である、一層概括的に云へば、工場が其原料の規則正しい確かな供給を受けると云ふ事も、其原料の處理に對して最高の科學と最大の資本を適用すると云ふ事も、共に社會に對する利益であつて、一方に於ては工場が其原料の供給者に依つて阻止せられないと云ふ事と、他方に於ては此原料供給者が工場に依つて利益を掠奪されないと云ふ事も、是れ亦社會の利益である、此雙方の利害が相一致せざる場合には、世界の各方面に於て、多數工場の普通の競争と多數原料の供給者が、原料に對する最高の値段と工場の最大能率と、工場に對する供給の能率とを確保せしめて居るのであるが、甘蔗と砂糖との關係の如くに、原料の供給者も又製造業者も、共に競争に依頼して普通の能率を發揮せしむる事の出来ない場合には、社會の利益として、競争の働き得ない點を補ふ爲めの規則が必要となる、規則は微妙の仕事で、無經驗に規則を

作れば、其規則で鎮定せんとする害惡を増長する結果ともなると云ふ議論は、輕輕に提供された簡易の萬病藥を嚴密に試験するに就ては、無上の好理由にはなるが、建議されて居る諸規則の全部の

ふ事も、是れ亦社會の利益である、此雙方の利害が相一致せざる場合には、世界の各方面に於て、多數工場の普通の競争と多數原料の供給者が、原料に對する最高の値段と工場の最大能率と、工場に對する供給の能率とを確保せしめて居るのであるが、甘蔗と砂糖との關係の如くに、原料の供給者も又製造業者も、共に競争に依頼して普通の能率を發揮せしむる事の出来ない場合には、社會の利益として、競争の働きの得ない點を補ふ爲めの規則が必要となる、規則は微妙の仕事で、無經驗に規則を

作れば、其規則で鎮定せんとする害惡を増長する結果ともなると云ふ議論は、輕輕に提供された簡易の萬病藥を嚴密に試験するに就ては、無上の好理由にはなるが、建議されて居る諸規則の全部の計畫を打ち棄てて置くの理由にはならない、人間の良心はウキクトリヤ朝の自由主義から發生したる自由貿易の遺産を、負債のみにて利得のない遺産として、是れを否認して居るのである、規則に對する必要は感知せられ、規則に對する申請は提出されて居るので、規則は申請されなければ押し賣りす可きものではないが、規則の形式は既に委員會で多大の時間を費やした委員會自身の計畫中の一の形となつて、委員會の前に出されて居たに拘らず、何か神秘的の原則に反對のものであるとして、規則は遂に沙汰止みとなつた。

(四六)斯くて余の渴望する所は、精通者の認めて肝要として居る所の状態、即ち蔗作地と接續して大工場を建設する事と、是等の蔗作地の工場管理とが兎に角遂行されなければならぬと云ふ事と、竝に耕作者の一村を一耕作單位に組織し、是等の單位を聯合的に組織し、工場に於ける所有權を彼等に與ふる任意の方法や、甘蔗に對する彼等の利益を横奪せず、又剝奪せずして耕作者の土地を租借する方法等の一切を試みなければならぬが、是等の事項を合理的に論議せしむる様に、現行の法律に依つて既に與へられ、又修正の法律に依つて與へられる強制的の壓力は、撤廢して仕舞つてはならないと云ふ事、此二つである事が會得される、更らに前記と同様に余の切望して居る所は、甘蔗の成育に對して水の重要な事は、土地所有の重要さと同格であると云ふ事を、特筆しなければならぬ一點である、委員會は多大の時間を費やして灌漑と排水の諸問題を攻究したが、余にして茲に再び委員會の意見を補足する事があつても、夫れは灌漑問題の専門的狀態に對する精通者として

にはあらず、唯經濟的、商業的、財政的の諸問題に興味を有する素人の判斷に依つて、灌漑部の職務中に包含されて居る含蓄の發達に準じて、如何に一層多大の仕事が遂行され得るか云ふ事を明瞭にするだけである、以下轉載の余の記録は唯此意味に於て一讀されん事を望む。

(四七)大量供給竝に個別供給に於ける電流の分配と、電力に準ずる各種の料金に對する余の個人的經驗は、此記録の編成に就て大に余の助けとなつた、一例を舉ぐれば不圖余の胸中に浮んだ事は、容積測定の料金は、降雨潤澤の季節に在つては、何人も一滴の水をも使用せず、隨つて何等料金の拂ひ込みがない爲め、運河財政の支拂能力を斷絶する様な事はなからふかと云ふ心配であつたが、是れに對する余の答案は容易であつた、是れは單に運河の建設に對する基本料金がなければならぬ、又必要ならば單に水の使用權だけに對する料金もなければならぬ、さすれば使用の水量に準じて附加の料金を課するので、附加の料金は水の濫費を節約せしむるの助けともなり、基本料金に依つて運河財政の破産しない事を確保し得るのである、余は更らに又數年前幾何の注意を拂つた事のある、鐵道賃率の經濟に依つて助けられた。

〔八〕 排水竝に灌漑

四八余は排水、灌漑、運河の内壁工事、竝にデツカンに於ける土地の再分配に關する委員會の提議に同意を表すものである、若しデツカンの地に水が充分にあつて、瀦溜状態を免れる事が出来たならば、デツカンは蔗作に對する一番有望の地域であつて、萬事を盡くすも猶足れりとならないのである。

(イ)併しながら余は排水に對する土地收用の事項と、排水完了後の土地の再分配に就て、委員會より一步を進めんと欲するものである、余はプーナの特別灌漑區域に於ける實地擔任技師たるイングリス氏が委員會に提出したる計畫を、其儘適用す可しと考へる、余は收用して技師に恢復せ

四八)余は排水、灌漑、運河の内壁工事、竝にデッカに於ける土地の再分配に關する委員會の提議に同意を表するものである、若しデッカの地に水が充分にあつて、瀦溜状態を免れる事が出来たならば、デッカは蔗作に對する一番有望の地域であつて、萬事を盡くすも猶足れりとしないのである。

(イ)併しながら余は排水に對する土地收用の事項と、排水完了後の土地の再分配に就て、委員會より一步を進めんと欲するものである、余はプーナの特別灌漑區域に於ける實地擔任技師たるイングリスマ氏が委員會に提出したる計畫を、其儘適用す可しと考へる、余は收用して技師に恢復せしめた土地を、劃一的の面積として、其借地人の新舊を論ぜず、最も進歩的の耕作法を活用するに一番適當のものに對して貸與せしめんとするものである、是等の土地に對しては決して彼此れ云ふ可き法律上の權利はないもので、道德的の權利は確かに、此土地を使用して社會の最善の利益たらしめ得る人人に對して優先權を附與するのである。

(ロ)余の承知する所に依るに、千九百二年のバンチャップの法令第一號なる、シンドサガアドローブ移住民規則に依つて、灌漑部は無水の土地に於ける運河の築造より成れる改善地を合併附屬せしめたが、此合併は運河築造の代償として、其荒蕪地の四分の三を灌漑部に引渡すと云ふ、土地所有者の合意に依つて行はれたのである、余は如上の方法を以て一切の運河築造の一部となすに適したる、穩健の原則であると考へ、社會は是れに依つて蒔かれたるものを收穫する事が出来ると思ふ、改善地の此收穫がなければ充分有利とするに足らぬ運河も、是れあるが爲めに灌漑部にも又耕作者にも有利となるが、改善地に對する此原則は、大英國法典中の一部である。

(ハ)運河料金の一律不變で増減の出來ない事は、灌漑事業に對する進歩を妨げて居るので、余は容積測定の水料を定めて、各作物の消費する水量に準じて其料金を負擔せしめんとする委員會の提議に賛同するものである、土地竝に作物に損害を蒙らしむる程に過度の給水を爲す事が、普通流行の罪惡になつて居ると信ず可き理由があるから、容積測定料金を實施して、不注意の水の使

用に對する罰金にしなければならぬが、他の一面に於て余は商品の負擔に堪へる程度に準じて料金を徴收する、随分議論のあつた鐵道料金の基礎的原則に全然賛成するものである、即ち各作物の耕作者は、其使用の水量の歩合に依らず、其作物に對する水の要用の程度如何に準じて是れが料金を支拂ふのである、例せば一ガロンの水量が、甘蔗に對して與へる増加價格が、小麥に對して與へる増加價格の二倍なる場合は、甘蔗に對する水の料金は小麥に對する水の料金の二倍で宜しい、更らに水の料金は、運河に取つて給水の至極困難なる特殊の月の間は、特別に高くしなければならぬ、特に一滴の水も甘蔗の如き作物に取つては、其生血たるが如きの時に際しては猶更らの事である、デツカン地域の蔗作者は此事情に通曉して居るが爲めに規則正しく且つ豊富の給水を保證されるならば、每一エークル當り三割三分の増料金を申し出た位である、彼のバンヂヤツプ並に聯合州に於ける水料金の十ルピ一以下なるに對して、何故デツカン地域が每一エークル當り四十五ルピ一の料金を支拂ひ得るかと云ふ事は、之れを取調べる價值がある、甘蔗だけの事に就て云へば、デツカンは北部印度の十噸に對して、每一エークル當り甘蔗四十噸を成育し得るのである、是れが爲めに甘蔗每一噸當りに對する水料金の相違は、每一エークル當りの灌溉料金の相違と比較して、大に輕減されて仕舞ふ事になる、猶此上の水料金の相違は、多分デツカんと比較しては北部に於ける井水の生産費が廉いからと云ふ事に歸著するものと思はれる、灌溉作物の價格が騰貴した場合には、水の所有者は其増加價格の分配に與る權利に於て、敢て土地の所有者に譲らないので、一州内に於ける水料金は同一なる可しと云ふ理由はないのみならず一長面積の全部でさへも是れを同一にす可き理由はない、或地質に對する水の要用は他の地

質に對するよりも多大なる事はあり得る事で、水の每一單位當りに對する運河の築造費も亦相違して居る、されば給水料金の増減伸縮は、現在一律の低廉なる料金では禁止同様の運河をして

既料金の相違と比較して、大に軽減されて仕舞ふ事になる。猶此上の水料金の相違は、多分デツカ
ンと比較しては北部に於ける井水の生産費が廉いからと云ふ事に歸著するものと思はれる。灌
漑作物の價格が騰貴した場合には、水の所有者は其増加價格の分配に與る權利に於て、敢て土地
の所有者に譲らないので、一州内に於ける水の料金は同一なる可しと云ふ理由はないのみなら
ず一長面積の全部でさへも是れを同一にす可き理由はない、或地質に對する水の要用は他の地

質に對するよりも多大なる事はあり得る事、水の每一單位當りに對する運河の築造費も亦相
違して居る、されば給水料金の増減伸縮は、現在一律の低廉なる料金では禁止同様の運河をして
有利に築造せしめ得るので、是れが好適例はマドラス州内に在る様である、給水料金を其回数に
準ずると云ふ規則の設定は、デツカン並に北部印度の水料金の相違を大に緩和する他の方法で
ある、デツカンの給水回数は每一エークル當り一年四十回であるが、北部印度の給水回数は八回
乃至十五回に過ぎないから、デツカンの給水料金は毎年每一エークル當り一回が一ルピー
二アンナの勘定で、北部印度に於ける八回の給水料金九ルピーと同額、又北部印度に於ける十五
回の給水は約九アンナの勘定で、デツカンの給水料金に對する半額に相當するのである。

商品の負擔に堪へる程度に準じて料金を徴收するの原則は、前記説明した如くに一部分甘蔗毎
一噸當りに對する給水料金の負擔を包含して居る、デツカンに於ける此料金は甘蔗每一噸當り
に對して約一ルピーで、北部印度に於ても大抵同様の額に上るのである、茲に忘却す可らざる一
事は、水がなければデツカンの土地は全然甘蔗を生産する事が出来ないか、或は又出來た所で到
底引合はないから、此原則に於ける負擔即ち水に歸す可き追加價格は、殆んど全部少くとも甘蔗
の價格の半分と計上し得るが、實際に於ける給水の料金は唯一個の原則に依らず全部の原則を
參照して適用する可きもので、茲に無視する事の出来ない決定的の要素がある、夫れは耕作者に
對する代用水の料金、即ち井水と云ふものがある事である。

(三)灌漑部は營業的の方針で經營して、良好の配當を得て莫大の公益を爲すと公言して居るに拘
らず、給水料金の議論に於て明示されて居る如くに、彼等には猶充分の彈力なく、獨占的の事業で

あるが爲めに其義務として、規則正しき給水、豫備補給の水源、漏水、鹽化、瀦溜状態に對する豫防等の設備を爲す事を忘れて居る様である、余は恰も彼の水力電氣會社が豫備の汽力發電を常設して居る如くに、運河も亦是れが補充として井水、鐵管井水、石造井水、貯水池等を設備常置し、更らに進んで運河内壁外に於ける一切の好水源、見えるもの迄も探究して、其用に供せなければならぬと考へる、是等の計畫の全部は其費用を増加する事は云ふ迄もないが、以下(ホ)に於て論議する所は、其費用を要するだけ、有利なる投資である事を明示するものである。

(ホ)加之ならず規則に依つて營業を爲さんとしても、繁雜にして到底好成绩の營業は出來ない、規則は是れを實行する背後に多數の注意者あつて始めて良好の成績を擧げ得る、然るに灌漑部が其規則を巧妙に實行し得る爲め、何故電氣會社の方法を利用しないか不思議に感じられる、電氣會社は中間者に對して電力の大量販賣を行つて居るが、運河の水量とても容積測定で供給する事の出來る灌漑聯合會若くは村落の水利組合に水を賣却して、是等の買手は何等の苦情なく水の分配の任に當るのである、一二の失敗に沮喪したり、斬新なる手段方法の豊富なる事が活氣ある營業の試金石なる時に當つて、晏如として舊法の墨守に甘んじて居る様では、灌漑部は到底營業的の商館たる資格はない、デツカンは既に農事部長を會頭として灌漑聯合會の事項に先鞭を著けて居る、ハロルド・マン博士は其助言の下に出來上つた灌漑聯合會が信頼するに足る仲介者として働き、且つ自費を投じて水利組合を免除する事の出來る場所を踏査決定中であるから、本報告書中に引用されたる水利組合に就ては不満足の意見を主張する事と思はれる。

(ハ)一言以て是れを蓋へば政府の灌漑部は『否なら止め、云つた事は云つた通りだ』と云ひ兼ねない

事である、營利會社ならば心臓の脂肪肥滿で風紀頹廢して居ない限りは、其顧客と妥協し、顧客の意思感情をさへ理解するに努め、懸け合ひの間にも顧客に席を薦めて、普通は最後に『貴下の今日仰しやる事を、明日私共が云ふ様になるかも知れませぬ』と云ひ、一の手段が間に合はなければ他

業的の商館たる資格はない、デツカンは既に農事部長を會頭として灌漑聯合會の事項に先鞭を著けて居る、ハロルド・マン博士は其助言の下に出來上つた灌漑聯合會が信賴するに足る仲介者として働き、且つ自費を投じて水利組合を免除する事の出來る場所を踏査決定中であるから、本報告書中に引用されたる水利組合に就ては不満足の見解を主張する事と思はれる。

(一)一言以て是れを蓋へば政府の灌漑部は『否ならしめ、云つた事は云つた通りだ』と云ひ兼ねない

事である、營利會社ならば心臓の脂肪肥滿で風紀頹廢して居ない限りは、其顧客と妥協し、顧客の意思感情をさへ理解するに努め、懸け合ひの間にも顧客に席を薦めて、普通は最後に『貴下の今日仰しやる事を、明日私共が云ふ様になるかも知れませぬ』と云ひ、一の手段が間に合はなければ他の方法を試み、就中従事の人人が其場で妥協の權限を握つて居つて、オリンプスの神神の御託宣を待たないのである、余は英領印度の灌漑の貢獻に對しては、賞讃の辭を捧呈するに吝かならぬと同時に、地方的と個人的の創設を問はず、總ての灌漑部に對して、嚴格なる規則よりの解放、中間仲介者の使用、使用價値に準ずる給水料金の異動、顧客の小言に對する不休の注意、是等は營業の方法を組立てるものなるが故に、是等を銘記せん事を切言するものである、是等を實行するに際して一層多數の教育ある職員が必要であるかも知れぬが、顧客にして營業的經營振りの眞價を認めるに至れば自然適當の収入は増加するに相違ない。

(四九)委員會は余が此記録に於て論及したる二三の状態に關し、其領域外であると云ふが、此意見には全然同意する事が出來ない、灌漑部は自ら要求して居る如くに名實共に營業部となる可き事と、其給水料金徴收の方法は、収入の不充分の場合には、獨り砂糖に限らず總ての作物より徴收すれば其計畫自立に必要な給水料金を支拂ひ得るに拘らず、砂糖に對して至極有害なる運河計畫の遷延を斷行して仕舞ふと云ふ方法になつて居る事とを指摘するは、全く割切な問題であると考へる、一州の内に於てすらも余の期待して居たよりも、猶一層運河料金に對する差等と彈力のある所があるは、余の喜びとする所であるが、既に是れあるが爲めに今日以上の差等と彈力は、新規運河の築造と、他の作物の利益を侵害せざる特殊作物の利益にはなり得ないと云ふ事にはならない、茲を以て余

は委員會に對して運河給水の料金制度は、略ぼ同種類の制限されたる獨占状態の下に在つては略ぼ同種類の商品が供給せられて、公益と利益を併せ考へる必要があつて、賃率の經濟も一般的の同意に依つて割り出されて居る、彼の鐵道の料金制度と比較して定む可しと云ふ提議を出す様に勸告したのである、是等一切の状態を充分精密に論議する爲めに、委員會の召集はなかつたが、余は委員會が其給水料金の制度と、鐵道で有效と認められて居る料金の原則とを比較し、更らに又涸渴の月に於ける給水補足の方法と、水力電氣の供給上に有用に認められて居る方法とを比較すれば、灌漑部は一層有效の營業部となり得たであらふと云ふ事を提議した方が利益であつたと思惟する、此提議の中には給水の補足に對して其費額が禁止的の多額に上るとも、猶且つ是れを決行す可しと云ふ進言はないので、唯灌漑部は可成りの収入に慣れ、現行の方法に對する可成りの満足を満足として、製糖調査委員會の如きものが、新規の方法に彼等の注意を向けしめない限りは、營業的の商店と同様に、蔗作者や製糖工場を包含する公衆の満足と利益を増進す可き新規の方法には、振り向きもせぬであらふと云ふ事を含んで居るだけの事である。

(五〇)余は此記録中に於て論議せる改善の原則が、北部印度に於て有限の程度ながら無意識的に認識せられた事を見るを喜ぶものである、即ち灌漑地に於ける地租の収入は、無灌漑地に於ける地租の収入よりも多く、時としては二倍乃至三倍にも上り、是れは全部給水料金以外のものであるが、茲に面倒なるは、灌漑地に於ける地租収入の此増加は、地租収入に二倍する地代を收納して居る地主に對して、同額の土産を提供する事である、是れを換言すれば耕作者は運河に基因して彼れの耕作する土地の割増價格の著しい歩合を掠奪されるが、此追加の出金の半分を懐にする地主は、運河に

對して何の爲す所もなく、總てを一手に引受けた運河の所有者は、唯半分の出金を受取るに過ぎない、是れ即ち灌漑部の處置方法が營業原則の見地から見て、再検査を要する所以の説明である。

識せられた事を見るを喜ぶものである、即ち灌漑地に於ける地租の収入は、無灌漑地に於ける地租の収入よりも多く、時としては二倍乃至三倍にも上り、是れは全部給水料金以外のものであるが、茲に面倒なるは、灌漑地に於ける地租収入の此増加は、地租収入に二倍する地代を收納して居る地主に對して、同額の土産を提供する事である、是れを換言すれば耕作者は運河に基因して彼れの耕作する土地の割増價格の著しい歩合を掠奪されるが、此追加の出金の半分を懐にする地主は、運河に

對して何の爲す所もなく、總てを一手に引受けた運河の所有者は、唯半分の出金を受取るに過ぎない、是れ即ち灌漑部の處置方法が營業原則の見地から見て、再検査を要する所以の説明である。
(五一)更らに此國に於ける一般的の農業の發展と、特殊的に蔗作の發展に就て、田舎の改造再組織に望みを囑する以上は、余は彼の關稅に依り又は地租収入の手加減に依つて、産業を匙で養ふ如き他の至極平凡の手段方法を避けんとするものである、余は余の關稅記録に於て、唯糖業に對しては保護の餘地がないと云ふ委員會の結論を大書する許り、特惠稅率の如きは國民同盟の會員たるに耻づるものとして排斥して、値段の或限度の上に課する消費稅は、實に自由貿易に對して警戒防禦たるのみならず、是れが實現は糖業の援助に對して利用す可きものである事を明示せんとするものである。

〔九〕 關稅竝に砂糖消費稅

(五二)本報告書の結論に對して、余の同意するものは左記の二點であつて、不同意のものは其次の一點である。

(イ)砂糖の關稅は元來收入主義の關稅であつて、毫も保護の意思のなかつたものである事。

(ロ)此關稅は今日迄保護的に働いて居るかも知れないが、今日は此保護の必要なき事。

(ハ)是れ以上の委員會の進言、即ち糖價の下落に際しては、一割以上の高率の保護關稅を考慮す可しとするの説には、余は不同意である事。

余は印度に於ける糖價が世界の糖價加へる消費中心地迄の運賃加へる關稅と同額の場合は、全部

の關稅は何時も消費者の負擔であると云ふ説を主張するものであるが、印度の消費者は更らに土人の製糖業者竝に製糖工場に對して、少くとも地租收入となつて納められると同額の程度に於て、追加の税金を支拂つて居るもので、此税金が耕作者若くは勞働者に課せられて居るものは極少若くは皆無である、至極有益にして調法なる物貨即ち砂糖の消費は、僅少の程度に減退して居るが、製糖業者の利益は兎に角至極高率で増加して居る、若しも製糖業者にして少しでも穩當の心掛けを有するならば、彼等自身に莫大の準備金を積立て置き、其内から糖價下落の時に際して彼等自身に獎勵金を自給する事、彼の獨逸竝に奧太利の企業聯合が過去に於て輸出を獎勵したと同一の方法に依る可く、且つ又研究竝に製糖關係の奉仕事業に就ては、其費用を税金の支拂者たる消費者に轉嫁するを止め、自ら砂糖消費税でも上納して、是れが費用に充當せん事を申請して然る可きであるが、現代式の商業道德は、『惡魔は後詰』の我れ勝ちの主義で、斯る穩當の心掛けなどは濟度し難いものとなつて居る、されば委員會たるものは宜しく途を開いて、何の點迄が穩當であるかを指摘し、止むなくんば、穩當強制の提議迄も爲す可きに拘らず、彼等は前記(二)の提議に於て其不穩當に對して積極的の承認を與へて居る始末である、好景氣時代の利益に對しては、何の分け前も與へず、不景氣時代の重い事業の危険を納税者と消費者に背負はせる事は、製造業者の無能と無智の失費を社會に轉嫁するもので、産業獎勵に對する古來因襲の惡習慣であるに拘らず、委員會は愚かにも是れに加擔して居る、保護は或は慈善的に、或は又弱者の依つて生ずる所は社會の所爲であるが爲めに、社會が自ら進んで弱者の救濟を爲す可しと云ふ認識的に、強者から弱者に對して與へられるものであるが、商業上の道德は、商業上の權利として、弱者を驅つて強者を擁護せしめて居る、粗惡で高價の

内地産糖を消費するは社會の利益ではない、國民の同盟に賛同して居る帝國は、他國の市民に對して商業的の反應を惹起させてはならない、更らに又實驗に依るに、國民的の自制心も戰時と同様、平時に於ける運輸勞働者の同盟罷工で打ち破られた事と、歐洲中央諸國の保護制度も、其實際に於て

時代の重い事業の危険を納税者と消費者に背負はせる事は、製造業者の無能と無智の失費を社會に轉嫁するもので、産業獎勵に對する古來因襲の惡習慣であるに拘らず、委員會は愚かにも是れに加擔して居る、保護は或は慈善的に、或は又弱者の依つて生ずる所は社會の所爲であるが爲めに、社會が自ら進んで弱者の救済を爲す可しと云ふ認識的に、強者から弱者に對して與へられるものであるが、商業上の道徳は、商業上の權利として、弱者を驅つて強者を擁護せしめて居る、粗惡で高價の

内地産糖を消費するは社會の利益ではない、國民の同盟に賛同して居る帝國は、他國の市民に對して商業的の反應を惹起させてはならない、更らに又實驗に依るに、國民的の自制心も戰時と同様、平時に於ける運輸労働者の同盟罷工で打ち破られた事と、歐洲中央諸國の保護制度も、其實際に於ては大戦中の砂糖事項と農事的供給物に關して、自由貿易の英國と比較して、不利の地位に置かれたと云ふ事を明示して居る、余は更らに進んで糖業は自然より來る糖價の下落に對すると同様に投資より來る糖價の下落に對して是れが準備をする事が出來ると云ふ説を抱くのみならず、當業者の自治體をして、廉價の投資の砂糖を買收して、是れを乾菓製造業若くは砂糖の新用途に對する發達に使用せしむる様に組織せしめ得るのである、是等一切の點に關して余の陳述に係る事實の證據書類並に詳細なる余の議論と提案は、既に委員會の手許に差し出してある。

五三『割註』(余は茲に工場の一主要團體が、關稅の一半の利益を割いて耕作者に與へる様に、甘蔗の値段と糖價の關係を調節せんと試み中である事を認めんと欲するもので、是れは穩當の心掛けに對する顯著の進歩である、更らに又余と雖も時時糖價が全然非常態の持越し、若くは非常態の需要に依つて左右せられる時期があつて、是等の時期に於ける糖價の騰落には生産費は少しも關係しない、隨つて關稅は全然無關係であると云ふ事を無視するものではない、斯る場合に際しては消費者は關稅の有無に拘らず同一の糖價を拂はなければならぬので關稅を支拂ふものは投機的の賣手で砂糖の消費者ではないが、製造業者は何處迄も製造業者であつて、前記の考慮に依り何等の影響を受けるものではないから、彼は常に高い糖價から別途に積立金を貯へて置いて糖價下落の際に是れに依つて自己を支へなければならぬ、而も彼が投機業者と取引きを爲す時も、外國の製造

業者と競争する時も、關稅は常に彼れの助けとなつて居る。委員會は彼等の問題を一瞥して、製糖工場に對する資本の誘導を以て第一主要問題とし、其他の全部の問題を以て是れに従屬するものと見て居るが、余に取つては第一の主要問題は唯世界に廉價の砂糖を供給する事で、大製糖工場の如きは唯是れが機械的の善事たるに過ぎない、萬一資本にして印度の製糖工場に誘導されず、是れが爲めに實際の思想上に於て製糖工場を創設する事は無上の善事であると云ふ様な考へを起さなければならぬものならば、余は印度は製糖工場を要せず又製糖工場の必要なしと公言するに躊躇せず、製糖工場は左程の善事と爲すに足らないものである、關稅收入のみに關係して云へば、印度に於ける砂糖の生産が殖へるに隨つて、關稅收入は減少するものであり、保護のみに關係して云へば、販賣された砂糖に對する獎勵金の方が、保護の關稅よりも一層有効で、是等の獎勵金は彼の中央歐羅巴の企業聯合が輸出に對する獎勵金を積立てた如くに、二十割も儲け得た商賣自身が是れを提供し得るのである。

(五四)委員會が此關係を省略して居る所以は、彼等が關稅に對する因襲的の形式説を採用して、關稅と獎勵金の實際の作用如何を調査せず、投資並に自制に關する顯著を排斥し得ず、社會目的に對して澤山の機會ある關稅の胡麻化しを看破し得ず、現在の製糖法の無能を看過するのみならず却つて是を獎勵し、棉花の消費稅に對する不當の不人望に恐れて、砂糖に對する消費稅を避けたと云ふ結果になつて居る、彼等は此問題を資本と工場の問題と誤解して居るが、其實主要の問題は、世界に對する廉價の砂糖を供給すると云ふ問題であつて、此問題を解決す可き唯一の途は、印度が一大砂糖輸出國となり得る迄に印度の蔗作を擴張するの他はない、此結果たる決して製糖研究若くは砂

糖關稅の如き偏見に依つて成就せらる可きものでなく、唯遠大の先見たる田舎の改造再組織を斷行するの勇氣に依つてのみ獲得し得らる可きもので、國民同盟に對する印度帝國の委託から云つ

ても、又國民同盟間に於て認められて居る印度の立場から云つても、特惠稅率の如き原則は、國民同

て澤山の機會ある關稅の胡麻化しを看破し得ず、現在の製糖法の無能を看過するのみならず却つて是を獎勵し、棉花の消費稅に對する不當の不人望に恐れて、砂糖に對する消費稅を避けたと云ふ結果になつて居る、彼等は此問題を資本と工場の問題と誤解して居るが、其實主要の問題は、世界に對する廉價の砂糖を供給すると云ふ問題であつて、此問題を解決す可き唯一の途は、印度が一大砂糖輸出國となり得る迄に印度の蔗作を擴張するの他はない、此結果たる決して製糖研究若くは砂

糖關稅の如き偏見に依つて成就せらる可きものでなく、唯遠大の先見たる田舎の改造再組織を斷行するの勇氣に依つてのみ獲得し得らる可きもので、國民同盟に對する印度帝國の委託から云つても、又國民同盟間に於て認められて居る印度の位置から云つても、特惠稅率の如き原則は、國民同盟の依つて働く精神に違背するものとして、過去無益物の牢獄中に葬り去る可きものでないか如何か、委員會は宜しく思ひ切つて是れを政府と國民に質す可しと考へる。

(五五) 概括的に云へば、若し關稅を全然收入主義のものとするならば、夫れと同額の消費稅を課する方が一番有效であるし、全然保護主義のものとするならば、獎勵金の方が一番調法であり、更らに保護と收入の雙方を目的とするならば、消費稅よりも一層高率の保護關稅を政策としなければならぬと極める事が出来るが、爲政の方針として修得された所に依ると、租稅は唯單に收入と公平なる負擔の道具に供せられるのみならず、更らに富の再分配と、社會的の組織より起る不可抗力の不公平に對する匡正と、一般的の福祉増進との機關に供す可しと云ふのであるから、關稅の目的も亦唯收入若くは保護の公然たる目的に許り限つてはならない、特惠關稅を論議するに際しては、此状態は何人にも感じ易き問題で、余も本記録中に於て是れに言及する事上記の如くであるが、關稅收入の一部、更らに一層望ましきは消費稅收入の一部を、其租稅を納入したる産業に關聯せる社會目的の事業に利用する事も出来るから、此議論を建設的に發展せしむる事は大切な事である、萬一糖業を保護するの目的であるとしても、其保護に對する資金は出来る限り、其産業自身に是れを出資する事として、此目的に對し判然たる組織を作らなければならぬと云ふ事を極めるに就ては、余は少しも踟躇しないものである、此組織の性質に關しては、製糖研究事業と糖務會議に對する余

の考案を記述する別個の記録(下記第十二章参照)中で論議する筈であるが、原則は至つて明白で争ふ餘地のないものである、如何なる産業と雖も、其全盛時に當つて人民援助の爲めに相當の謝金を寄與しない以上は、其沈衰時の救助に對して消費者たると納税者たるとを問はず、全般の人民の頭上に税金を課する事を許さる可きものではなく、保護關稅は其産業に對する保險の性質でなければならぬ、余は現在の生産費を以て每一噸當り三百ルピーの生存利得を得られない限りは、印度の糖業は獎勵するの價値なしと進言するものであるから、前記の數字を限定線とする事が出来るが、糖務會議は糖價が此限定線の以下に降つた時に補助金を許す事とし、是れに對する資金は此補助金の享受者たらんと望む各工場から積立てなければならぬのであつて、其方法たる糖價騰貴の場合には限定線以上に超過したる實質的部分を醸出し、糖價の上進に連れて、等級歩合の醸金を爲し、本年糖價の到達したる每一噸當り千百ルピーの如き最高の糖價の場合には最高等級歩合の醸金を爲すのであるが、蔗作者が此糖價の變動に關係ある場合は、其値段を決定する爲めに採用する砂糖の値段は、工場渡し純糖價即ち市價より糖務會議に對する醸出金を控除せるもの、又は市價に糖務會議の補助金を加算したるものでなければならぬ。

(五六)萬一此課税を關稅に依つて賦課するものとすれば、此關稅と平衡の消費税を課して釣り合ひを取らなければならぬが、消費税は糖價が前記限定線の上に出た時に限るのである、余の意見としては、現行の昇降自在法よりも每一噸當り三十ルピーの一定税率の方が一層良好で、消費税は糖價の限定線以上に超過したる額でなければならぬが、其最高額を關稅と同額に限る可きものであると考へる、余は更らに進んで精製糖業者は既に其輸入したる粗糖に對して關稅を負擔して、是れを

精製して居るのであるから、消費税を免除す可き事を進言するものである、而して此消費税の實收額は、國家の保證に係る製糖工場の剩餘利益に對する國家の配當と共に、是れを糖務會議に引渡し、製糖研究事業若くは一般製糖關係の福祉増進の元素たる可き施設の費用に供せしむ可きであ

(五六)萬一此課税を關税に依つて賦課するものとすれば、此關税と平衡の消費税を課して釣り合ひを取らなければならぬが、消費税は糖價が前記限定線の上に出た時に限るのである、余の意見としては、現行の昇降自在法よりも每一噸當り三十ルピーの一定税率の方が一層良好で、消費税は糖價の限定線以上に超過したる額でなければならぬが、其最高額を關税と同額に限る可きものであると考へる、余は更らに進んで精製糖業者は既に其輸入したる粗糖に對して關税を負擔して、是れを

精製して居るのであるから、消費税を免除す可き事を進言するものである、而して此消費税の實收額は、國家の保證に係る製糖工場の剩餘利益に對する國家の配當と共に、是れを糖務會議に引渡し、製糖研究事業若くは一般製糖關係の福祉増進の元素たる可き施設の費用に供せしむ可きである。

(五七)此關係に於て、余は共に賞與制度で其一部分の給與を受けて居る、重役と専務の經營に係る官設工場に就て云ふのであるが、此種の工場は會計検査院の規則にも據らず、又一政府の本部に照會せずして、經營し得る様にす可しと云ふ委員會の説に同意するもので、一切の管理は専務を通じたる重役會に依つて實行し、普通商業的の監督と管理を行はなければならぬと考へるが、此目的を充分に貫徹せしめんとするには、官設工場を株式會社に改造して、彼の英國政府がスエズ運河會社若くは英國波斯石油會社に對すると同様、政府が任意的に全部又は一部の株券又は社債を引受ける方が好い、斯うすれば政府の關係は唯私設の保證鐵道に對する保證者の如く、租借鐵道に對する株主の如くなるのみで、是れを詳言すれば、彼等は唯重役を任命し、不成績の場合に株主として特別調査を請求する許りである、換言すれば政府の製糖工場は郵便局、電信局、砲兵工廠又は軍需品工場の如き方針に依らず、英國波斯石油會社若くは印度に於ける國有租借鐵道の如き方針に依つて是れを經營す可きである、と考へる、さすれば委員會の提議を簡略にする事が出来るが、左もなければ委員會の提議は知らない見た事もない規則に對して迄も、種種と言及しなければならぬ、此工場の目的、余は寧ろ本報告書全體の目的と云ひたいが、是等の目的に對しては、英帝國以外の國の市民を使用しても差支へのない様にしなければならぬ、ヴァイテンゾルフに於ける政府の植物園と瓜

哇に於ける各工場は、和蘭人の應募者がなくなつた爲め、近年止むなく米國の植物學者と丁抹の化學技師を雇傭したと云ふ事であるが、余の聞く所に依るに、印度に於ても近來農事勤務者の募集は非常に困難になつたと云ふ事である、此困難は確かに數年の間繼續するに相違ない事は、各方面に於ける本職從業員の訓練が大戦の爲めに阻止せられて、各専門學校に就學す可き青年達が戰場に向つて仕舞つたからである。

(五八)前項と同様に、余は進んで土地の租税が印紙や水料の如きものとは全然別物の税金であるかの如く、是れを詳言すれば何か實用に對する支拂ひ以外のものであるかの如くに誤解されて居る事を指摘しなければならぬ、余は茲に土地の租税制度に對する批判と、余の考案の二個の態度に就て充分の推論を展開する次第であるが、余に此問題を論議するの機會を與へしものは、緬甸の農事的の章中に於ける、蔗作地に對する賦税の臨時輕減に關する委員會の提議に依る。

〔二〇〕土地の租税

(五九)余は小耕作者の蔗作を獎勵す可しと云ふ説に同意するものである、假令ひ其面積が散點して居つて、製糖工場の基礎面積には足らずとするも、猶一層多大の分蜜糖を生産するには利益であつて、斯る散點した面積でグール糖を製造すれば、自然一層便利の位置の面積に在る甘蔗に對して、グール糖原料の要求が緩和せられて、此甘蔗を分蜜糖の原料に向ける事が出来るのである。

併しながら余は此目的が土地の租税の手加減位で、少しは目立つ位に達成し得らる可しと信ずる事は出来ない、緬甸に於ける蔗作目的に對する地租の金額は每一エーカー當り十ルピーである、今

假りに此地租が半減されたとした所で、每一エーカー當り三百ルピー乃至千八百ルピーの價格の高下ある産額に對して、每一エーカー當り僅僅五ルピーの事柄により過ぎない、斯る少額の節約が

居つて、製糖工場の基礎面積には足らずとするも、猶一層多大の分蜜糖を生産するには利益であつて、斯る散點した面積でグール糖を製造すれば、自然一層便利の位置の面積に在る甘蔗に對して、グール糖原料の要求が緩和せられて、此甘蔗を分蜜糖の原料に向ける事が出来るのである。併しながら余は此目的が土地の租税の手加減位で、少しは目立つ位に達成し得らる可しと信ずる事は出来ない、緬甸に於ける蔗作目的に對する地租の金額は每一エーカー當り十ルピーである、今

假りに此地租が半減されたとした所で、每一エーカー當り三百ルピー乃至千八百ルピーの價格の高下ある産額に對して、每一エーカー當り僅僅五ルピーの事柄により過ぎない、斯る少額の節約が甘蔗の耕作に對する獎勵として役に立つとも思はず、是れで獎勵の効果を期待するが如きは恰も三十年前の昔に當りて、每一噸當り四分の一アンナ乃至每一噸當り二分の一アンナの採掘税の輕減に依つて製鐵業の獎勵を求めたと同程度の思想である、特に記憶す可きは農夫の所有地域に於ける地租納税の農夫等は、漸次仲間者たるの傾向を有し、實際耕作に従事する者は苛酷の小作料を納めて居る、一時的の耕作者に過ぎないから、地租の輕減は畢竟仲間者の懷を肥やすに過ぎない結果である、萬一小地主に對する蔗作の獎勵が趣意であつて、而も亦同一面積に對する地租の納入は、其作物の如何を問はず同額であると云ふ原則を採用するものとすれば、余は此移住地域に於ける當局者が、此土地に於て移住期間に生産を期待し得る一番有利の作物を調査し、耕作者が一番有利の作物を植付けるものとして、地租收入計上の基礎とせん事を進言するものである、此方法に依れば甘蔗に一番適應した土地ならば假令耕作者が米を植付けても蔗作同様の地租を納めるのであるから、地租の收入は利益し、耕作者も一番有利の作物を植付ける様に誘導せられて、自然蔗作は獎勵の價值ある場所で獎勵せらるる事となるが、是れに反して國家が或面積に對して他の作物が一番有利であるに拘らず、或食糧的作物を植付けしむるの必要を認められた場合は、政府が地租免除の特許を下附すれば好いのである。

(六〇)此關係に於て余は猶一回限り、不入望ではあるが本質的に眞實である提議を記述しなければならぬ、地租の收入は郵便局や鹽や煙草專賣の利益が收入であると同様の意義に於ける尋常一様

の收入に過ぎないもので、地租収入は其實地代である、地租収入の廢止若くは輕減は社會に對して何等の利益とするに足らないのは、食糧的作物の値段が、實際地代や地租を拂ふ事の出來ない、一番劣等の地の生産費に依つて左右せられて居るが爲めである、地租納入の土地には各種の等級があつて、納入税額の等差は各別の耕作者に對する利益を均一ならしめんが爲めである、國家は眞の所有者で、耕作者は唯借地權の所有者たるに過ぎず、收税地主其他の者があつた所で、夫れは國家の權力の一部を委任されて居る仲間者たるに過ぎない、茲を以て地租収入の輕減は唯仲間者を利するのみで、耕作者や食糧的作物の買手に取つては何等の利益にもならない、耕作者とても有利の土地を所有して居れば、自ら仲間者となつて利益を享ける事は出來るが、夫れは耕作者として享ける利益ではない、されば地租の收入の輕減は結局他の租税を増加するの結果となる可く、印度の納税者は本質的に貧弱であるから、地租収入の輕減は貧乏人に對して困苦を背負はせる意味になる。

(六一)全部の地租収入は地代である、されば其地代が肥瘠の不同と位置の良否に對する土地耕作の機會を均等ならしむる手段以上のものでない限りは、地代の支拂者に取つては何等の重荷とならない、併しながら此地代が世襲的に個人の懷を肥やすものたるは社會の利益でないこと云ふ事は全く事實に相違ないが、是れとても彼の耕作者若くは收税地主が地租収入の免除若くは廢止に依つて、單獨に重荷を背負はされる納税階級から其必要の歩合に應ぜず、其富の歩合に應じて是れが贈與を受ける以上の事ではない、地租の廢止若くは輕減には、阿片税の廢止に依る影響若くは影響あるらしく信ぜらるる様な、道徳上又は物質上の補償的利益はないのであつて、大なる歳入財源の改廢は地租収入の輕減に依つて緩和さる可き不平よりも、猶一層大なる不平を惹起す可き、疑問の新

税を徵收するに至るが常である、印度に於ける人民の實際の不平は、寧ろ國內に於ける歳入中の一番彈力に富み且つ一番公平なる税源を、少くも或州内に於ては、一番彈力の乏しい一番貧弱の税源

く事實に相違ないが、是れとても彼の耕作者若くは收税地主が地租収入の免除若くは廢止に依つて、單獨に重荷を背負はされる納税階級から其必要の歩合に應ぜず、其富の歩合に應じて是れが贈與を受ける以上の事ではない、地租の廢止若くは輕減には、阿片税の廢止に依る影響、若くは影響あるらしく信ぜらるる様な、道徳上又は物質上の補償的利益はないのであつて、大なる歳入財源の改廢は地租収入の輕減に依つて緩和さる可き不平よりも、猶一層大なる不平を惹起す可き、疑問の新

税を徴收するに至るが常である、印度に於ける人民の實際の不平は、寧ろ國內に於ける歳入中の一番彈力に富み且つ一番公平なる税源を、少くも或州内に於ては、一番彈力の乏しい一番貧弱の税源にして仕舞つた、好意的の錯誤政策に對する反對である、産業上に於ては各州中에서도一番進歩的であるビハア、竝にオリッサの二州も、其財政に對して産業の高價に過ぐるを覺つて、其地租収入の停止の性質に依つて進歩停止の状態に引き留められる事にならふと思はれる、茲を以て余は地租収入に關する批判として『進歩の脊骨であつて、何ものよりも以上に社會に直屬し、社會も亦切に是れを要する事多々益辨ずるもの、是れぞ即ち地租収入であるから手を觸れる勿れ』と云はんとするものである。

〔二一〕 種種の提議

(六二)無論第一著に、余は余の全部の提議を委員會に提出して置いたから、茲には唯本報告書中に採用せられなかつたもの許りを記述するので、是等の提議中の或ものは既に前述の記録中に顯はれて居るが、其他のものを茲に試みに列記提出して、委員外の一層廣い範圍の裁判官に對して考慮を煩はさんとする次第である。

(一)余の第一の提議は、既設の協會竝に機關に對する最善の利用であつて、其第一は後見保管法院、第二は印度科學協會、第三は印度に於ける製糖機械の製造場、否實に全部の農事機具の製造場である。

(イ)後見保管法院の管理に就ては、改善を要する點はあるが、此法院の保管に係る全部の農園は、現在在の儘でも猶且つ彼等の管理下に於て、莫大の利益を得て居ると云ふ事には、輿論が一致して居

る様である、是等の法院は蔗作地を管理して居るが、是れは瓜哇の制度に倣つた、製糖工場に長期間の貸付けを爲し得る筈で、是等の貸付けに對しては、地方廳が、是れを認可せなければならぬのである、余の承知する所に依るに現在採用されて居る意見は、地方廳も又後見保管法院も、被後見人が丁年に達した場合に是れを否認する事の出来ない、貸付けの契約を締結する権限を有して居ないと云ふ事である、此内に暗示されて居る原則は、後見保管法院なるものは一の管理者であつて管理者たるものは如何なる法律上の制度に於ても、投資若くは管理に於ける行動の自由を許されて居ないと云ふ事である、若しも吾人が是等の法律の裏に廻はつて其目的の如何を探究すれば、管理者たる者が充分の信用を置けないものであつたが爲めに、管理者としての彼等の行動は制限された事が解る、余は英國に於ける信託官に對しては一層範圍の廣い権限を與へられて居ると承知するが、孰れにせよ後見保管法院は不信用の管理者ではない、無論彼等と雖も過失に陥り易い事は、猶被後見人が成長の後彼れ自身に過失に陥り易い事と、變らないのであるが、現在の土地用法又は合理的の見込みの使用よりも、被後見人に一層多大の歳入を齎らし得る提案があつて、斯る場合に分別ある所有者が數年の期間の間假令ひ其任意處分を拘束さるるとも、猶且つ喜んで契約の義務を負ふが如き場合には、後見保管法院は宜しく政府に申請して、其保管農園改善の機會を逸せず併せて公共の利益を圖る可きである、後見保管法院と政府の任意行動に對する現行の制限は確かに過失に依るの損失よりも、機會の損失に依つて一層多大の損失を醸すの結果に終るものである。

(ロ)余は茲に全印度製糖研究の組織に對する奉仕として、印度科學協會、就中其發達佳良の化學部

を有益に利用するの利益に就て、敢て追求記述するの要を認めないのである、是れを利用するに就ては、此協會の組織と、管理に變更を加へるの必要があるかも知れないが、國家に盡すの義務を

猶且つ喜んで契約の義務を負ふが如き場合には、後見保管法院は宜しく政府に申請して、其保管農園改善の機會を逸せず併せて公共の利益を圖る可きである、後見保管法院と政府の任意行動に對する現行の制限は確かに過失に依るの損失よりも、機會の損失に依つて一層多大の損失を醸すの結果に終るものである。

(ロ)余は茲に全印度製糖研究の組織に對する奉仕として、印度科學協會、就中其發達佳良の化學部

を有益に利用するの利益に就て、敢て追求記述するの要を認めないのである、是れを利用するに就ては、此協會の組織と、管理に變更を加へるの必要があるかも知れないが、國家に盡すの義務を免除する事は出来ないのであつて、特に此協會が大戦の結果として、追加収入の大好運に際會して居る時に於ては猶更らの事である。

(ハ)一個の農事機具會社は既にデヤムセツドバアに於て設立せられて、製糖機械の製造を輸入するの商談も暫らく以前から打ち合せ中である、是れが出来れば現場附近の一製糖會社に取つては、其砂糖の製造に對する資本的負擔の重荷を軽減し得るのみならず、特に印度に於ける蔗作用の農事機具は、印度に於ける特殊の要求を充すを以て存在の理由とする印度の一會社に依つて、一層容易に製造し得る事になる、此關係に於て余は余の同僚たる、サアダア・ヂョゲンドラ・シングの賢明なる勸告即ち『是れが重役會を全然孟買の協會たらしめずして、各州の農事精通者を網羅す可きである』と云ふ勸告を農事機具會社に取り次ぎ得るを喜ぶ。

(六三)余は更らに各蔗作州に於ける官有地を利用するだけの官設工場の原則を進言せんとするものである、土地だけは多大の資本費額を投じて政府の手で準備整頓されるが、工場は政府の手で建設せず、此土地を會社の手に移し、會社として工場を建設し且つ經營するのであるが、此會社の資本金の計上に就ては、政府の準備工程に費やした金額も、是れを資本金の一部として計上するので、詳言すれば政府は是れに投じたる金額と是れに對する利子に均しい株券を受くるのみならず、猶相當の利益をも受取るのである、會社の資本金の殘餘の一部分を引受けるとも、或は又其全部を引受けるとも、夫れは政府の任意であつて、資本金の全額に對し政府は配當保證、先づ七分の配當を保

證するのであるが、減價償却を強制して五分の積立を爲さしめ、其上猶剩餘の利益があれば是れを分割し、政府は保證者として其三分の二、政府を包含する株主は三分の一を受けるのである、斯る讓與に對する代償として、政府は此會社が製糖研究、製糖教育、竝に徒弟養成等の事項に關して、地方廳から依託を受ける如何なる義務をも遂行しなければならぬと云ふ規程を設ける事も出来る。

(六四)前項進言の原則は、若し製糖業が至極有利の事業であつて、世界的の産額に影響を及ぼす程の大量に是れを製造せんが爲めに、政府は濫溜地の恢復、排水、灌溉、衛生、移住等に關して巨額の金錢を投資すると云ふ考へであるならば、政府は宜しく租借鐵道の場合に於けると同様に、會社を通じて是れを經營する事に依つて、全部の危険を負擔して、政府管理の缺點を免れ、國家の任意に依つてのみ剩す事の出来る製糖工場の剩餘利得から發展資金を積立てしめる事が出来ると云ふに歸著するが、茲には國家が民間の企業に干渉すると云ふ問題は起らない、國家は寧ろ民間の企業を喚起し、民間企業の手を觸れる事の出来ない地域を手につけて、茲で世界の痛切に必要なを感じて居る砂糖、民間企業は到る所に政府の干渉なしに是れを製造する事の出来る砂糖を生産するのである、最後に一言を添ふ可きは、此會社の經營は代理店に依頼せず、一切重役會に於て是れを處理し、特に養成されたる各面の精通者に、普通營利會社を運用すると同様、此會社を運用せしめなければならぬと云ふ事である。

(六五)前記の原則は是れを擴張して緬甸の官有地若くは委任地域に於けるが如き有望の地位にも及ぼす事が出来る、余は是等の土地が甘蔗と其輪作の作物に對して、適當に準備される事が決定するか又は遂行されたならば、其内から約十萬エーカーの土地を割いて、國の産業に對する模範と

して、政府若くは半官半民の作業に委す可き事を進言するのである、彼等は無論營利的に經營し、適度の利益は固執しなければならぬが、利益は彼等の第一目的ではない、甘蔗は輪作を要し且つ各村

されたる各面の精通者に、普通營利會社を運用すると同様、此會社を運用せしめなければならぬと云ふ事である。

(六五三)前記の原則は是れを擴張して緬甸の官有地若くは委任地域に於けるが如き有望の地位にも及ぼす事が出来る、余は是等の土地が甘蔗と其輪作の作物に對して、適當に準備される事が決定するか又は遂行されたならば、其内から約十萬エーカーの土地を割いて、國の産業に對する摸範と

して、政府若くは半官半民の作業に委す可き事を進言するのである、彼等は無論營利的に經營し、適度の利益は固執しなければならぬが、利益は彼等の第一目的ではない、甘蔗は輪作を要し且つ各村落の中心地に工場の設立を要するを以て、村落の設計、村落の衛生、村落の文化、學校、病院の輸入、並に他の産業に取つては恐らく類のない住民に對する選擇の原則の輸入等に對して、好機會を提供するものであつて、茲に工業と耕作の共働が行はれて、米田と精米所と菜種の耕作と製油所は、蔗園と製糖工場と相並んで發達するに至るのである、彼等は全部電氣動力に依つて運轉せられる事になれば、剩餘の電力は是れを村落の改造に使用する事が出来る、各種産業の工場は孰れも季節の工場であつて、發電機械は全部の工場に對して共通であるが爲めに、動力は一年中の各季節に於ける各種工場に對して、四時晝夜の間斷なく是れを供給する事が出来るから、是れが工事は政府の施設に對して起る過度の面倒な反對を避ける爲めに、各會社の管理に一任し、政府は配當を保證して、剩餘利得は前記(ロ)の場合に於けると同様に分割すれば好い、斯う云ふ諸工場に對する投資は、小資力の人人に對して提供される、零細な貯金使途の新方法であるから、金融業者並に州外の一般公衆は、小投資者の充分満足した後に於て、始めて是れに投資する事の出来る様になければならぬが、彼の運河計畫の認可前に行はれるが如き完全なる計算に依つて、斯る計畫の有利なる計算が出てからでなければ、何事も著手出来ないのは無論である。

〔二二〕 製糖研究竝に糖務會議

(六六)委員會が瓜哇を模範として製糖研究を提議したのは其當を得て居るが、其製糖研究が製糖業

に依つて維持されて居る瓜哇の原則を離れたのは其當を得ない、第一に認めなければならぬ事は印度で行ふ可き研究事業は、印度の蔗作者や製糖業者迄が利用する事の出来る様な瓜哇若くは布哇の研究事業と、同一程度のものたる事を要せないと云ふ事である、印度の要求する一切の研究事業は、第一に甘蔗の品種に關する研究と、蔗病の撲滅と、今迄通りの程度で遂行する事の出来る事項とであるが、第二に糖業は猶未だ發展未熟組織未完、隨つて是れが研究費を支拂ふ事が出来ない、云ふ反對に對しては、前記消費税の賦課竝に政府收得の製糖工場の利益を充當す可しと云ふ進言に依つて是れに應答する事が出来、更らに是れを追加するものは委員會の進言に係る、域内各工場の釀金である。

(六七)更らに一步を進めて甘蔗に對する農事的研究の利益の大半は甘蔗に加へられて、夫れが現代式の方法に依つて最後に砂糖に製造せられると云ふ推定の下に、製糖に對し工場に賣却する甘蔗の値段に賦課すれば、蔗作者からも釀金を徴集する事が出来る、第三に研究と云ふ名は普通教授の従事する科學的研究に限られて居る様であるが、市場の搜索、包裝の經濟、低廉なる鐵道賃率の確保、工場に對する甘蔗の引渡しに對する經濟、工場竝に農場労働者の満足、耕作者間の共働、利益分配、消費者との溫情的關係等に關聯して居る、營業的關係の研究事項が隨分澤山にある、是等一切の研究は中央歐羅巴に在つた企業聯合か、瓜哇に在る製糖業者組合に像つた組織に依つてのみ行はれるものであるから、委員會に對する余の提議は、明白に稀代の珍會議、即ち一年一回集まる團體で、實際の仕事は報告を受ける許りで、印度の各方面から召集されるが、大抵は夫れ程の遠距離を旅行して來る程の甲斐があるとも感じない、人人の集會である様な、糖務會議を提議する代りに、委員會と

しては其職務に對する有給の專任専門家で、必要の熱心と必要の熟練と、必要の團結心とを有せしむる爲めに、全部各種類の任務を是れに一任する事の出来る様な、一層勇氣の旺盛な糖務會議を創

消費者との温情的關係等に關聯して居る、營業的關係の研究事項が隨分澤山にある、是等一切の研究は中央歐羅巴に在つた企業聯合か、瓜哇に在る製糖業者組合に像つた組織に依つてのみ行はれるものであるから、委員會に對する余の提議は、明白に稀代の珍會議、即ち一年一回集まる團體で、實際の仕事は報告を受ける許りて、印度の各方面から召集されるが、大抵は夫れ程の遠距離を旅行して來る程の甲斐があるとも感じない人人の集會である様な、糖務會議を提議する代りに、委員會として其職務に對する有給の専任専門家で、必要の熱心と必要の熟練と、必要の團結心とを有せしむる爲めに、全部各種類の任務を是れに一任する事の出来る様な、一層勇氣の旺盛な糖務會議を創設する事を考ふ可しと云ふにあつた。

(六八)余は糖務會議なるものは前項に指示した如くに、研究會議と製糖業者組合と歐羅巴大陸の企業聯合の任務を聯結す可きもので、此糖務會議の手に消費税の收入や官設工場の利益や、會社團體の釀金や、工場供給の甘蔗に對する釀金を引渡す可しと云ふ意見である、此會議に對する常任の専門家に加ふるに蔗作者と製糖工場の被推薦者を以てする事には反對はないが、此目的を達せしめんとするには、地方的の製糖中心地に於ける各工場と各農業者を地方的に結合されたる會員團隊に組織するの必要があるかも知れない、斯う云ふ組織が出来た以上は、是等の會員團隊は進んで彼等自身の任務を案出努力するに至る可く、隨つて糖務會議の本部が彼等の活動を監視もし獎勵もする事が出来る、斯う云ふ糖務會議は、糖業をして本記録中に考慮されたる大規模に發展せしむると云ふ意思のない限りは、早計である事は明白であるから、勇氣旺盛の政策が決定される迄、糖務會議の設立を待ち合はせる事は決して不都合ではない、左もなくして任務なしに設置され隨つて不規律に行動する機關團體は、恐らく無いよりも一層厄介物となる、研究も今迄通り、現在の糖務局も今迄通りに進行せしむ可きであるが、余の要點とする所は、糖務會議は唯單なる氣樂の團體として設立してはならぬ、將に爲す可き時の熟した時には勇壯なる仕事の出来る、元氣旺盛の實力團體として設置しなければならぬと云ふに在る。

(六九)斯う云ふ糖務會議の範圍に就ては、余は七月に於て委員會に提出して置いた所であるが、其要

領は茲に是れを再録する事が出来る、全體としては糖業に對する一般的の利益でありながら、是れに努力した所で格別個人の特別の利益にならないが爲めに、現在では等閑に附し去られて居る利益問題がある、是等の利益問題は偉大にして連續的なる努力に依つてのみ面倒を見る事の出来るもので、是等の全部は併せて苦心研究し、彼等の價値のあらん限りを研究し盡くさなければならぬ、茲を以て余は中央糖務會議を設置して、中央工場のある各州内の地方的糖務會議と組織的の聯絡を保ち、各州内に於ける蔗作者組合と活氣ある接觸を保たしめん事を提案するものである、斯る組織は是れに對して授けられる無数の任務を有効に遂行する様に仕組まなければならぬから、余は茲に其複雑の構成を列擧するの必要はない、余と雖も、是れに對して多少の考慮を費やした一般的なる二三の考案を提出する以上の事を爲すは、好い考へを空費するに均しいと考へる、既に糖務會議を法定の團體と認める以上は、是れに形體を附與するは政府自身が最適任の權威者であつて、産糖諸國に於ける製糖業者組合の模範もあれば、英國に於ける近來の創設に係る棉花栽培聯合會の例もある。

(七〇) 心中に銘記す可き一般的の考慮は、糖務會議の組織は熟考して其任務に副ふ様にす可き事、糖務會議は實質に於て専任有給の糖業専門家から成立し、是等の専門家は會期以外の長い期間の間も、同會議の常置委員として勤務する様にす可き事、如何なる組織に對する目的も是れに包含される利益の代表を旨とす可き事、公共の事務に於ても選舉の原則に關しては、他に何等の代用的の方法が発見されない爲め、利益の完全の反射鏡を確保するに就ては、左程に成功して居ない事、事業界に於ては選舉人も被選舉人も共に選舉を厄介視して居る事、茲を以て糖務會議は選舉の原則を以

て拘束されない様にす可き事等であつて、蔗作組合並に地方的の糖務會議は、中央糖務會議に其代表者を列席せしむ可きである、他の一般的の産業から印度の糖業を區別する三個の特徴があつて、此糖務會議の組織並に任務に關しても、他の産業的組合と或程度迄の等差を附けなければならぬ、

務會議は實質に於て專任有給の糖業専門家から成立し、是等の専門家は會期以外の長い期間の間も、同會議の常置委員として勤務する様にす可き事、如何なる組織に對する目的も是れに包含される利益の代表を旨とす可き事、公共の事務に於ても選舉の原則に關しては、他に何等の代用的の方法が發見されない爲め、利益の完全の反射鏡を確保するに就ては、左程に成功して居ない事、事業界に於ては選舉人も被選舉人も共に選舉を厄介視して居る事、茲を以て糖務會議は選舉の原則を以

て拘束されない様にす可き事等であつて、蔗作組合並に地方的の糖務會議は、中央糖務會議に其代表者を列席せしむ可きである、他の一般的の産業から印度の糖業を區別する三個の特徴があつて、此糖務會議の組織並に任務に關しても、他の産業的組合と或程度迄の等差を附けなければならぬ、其第一の要件は糖務會議は既定の糖業の利益を組織する爲めに設けられるに非ずして、是れから組織もし保護もす可き新規の眞の利益を編み出す爲めに設けると云ふ事である、中央製糖工場は其數猶僅少にして、經濟的規模の工場は未だ一つも考へられて居ない、好都合の事情の下に於て利用し得可き蔗作地に關しては、未だ何等の調査も附いて居ない、排除す可き障礙に就ても設備す可き利便に就ても、未だ何等の測量が出来て居ないと云ふ有様である、隨つて糖務會議が先づ記録に留む可き事は糖業以外の他の産業否外國の或他の場所に於ける糖業をも含んだ、他の産業の振興に對しては、最も大勢力のあつた放任的政策も、長い因襲の綱で殆んど斯業を絞殺して居る印度の糖業事項に關しては、何等請求の権利がないと云ふ事である、第二の特徴としては、甘蔗は其大量の割合に價格僅少なるを以て、遠距離運搬の費用に堪へない事である、此點に關しては彼の棉花等とは全然反對で、棉花戦前の價格は一噸五百ルピーであつたが、是れに對する甘蔗は一噸七ルピー乃至十ルピーに過ぎなかつたから、石炭若くは鑽石と餘程能く似ては居るが、更らに相違の點は、甘蔗も亦其糖汁も長距離運搬の保存に堪へないが爲め、甘蔗の隣接地に工場設置の必要ある事である、最後に砂糖の製造は綿繰りや海濱旅館同様季節的のもので、獨り砂糖製造のみに限定されて居れば、一年の三分の二の間は資本と人間を遊ばせて置かねばならぬ事である。

糖務會議の任務は、種種の項目に分類する事が出来るが、(一)組織並に聯絡關係、(二)一般的任務、(三)仕揚

げ生産品に關する任務(四)工場に關する任務(五)製糖農業に關する任務等である。

(七一)(一)糖務會議は先づ自己の本部事務所を組織し、次に中央製糖工場を有する各州内に於ける地方的の糖務會議を組織し、製糖の農事的利益の面倒を見る爲めに蔗作者の組合を組織して、工場と蔗園の關係を圓滑にし、合理的の値段で規則正しき甘蔗の供給を促進せしめ、一方に於ては耕作者、收稅地主と、他方に於ては工場との中間に立ち商談援助の助言を爲し、既設工場の面積内に於ける不足甘蔗の供給に對し、更らに侵入者の來つて是れに干渉するものなきや否やを見張り、土地收用規則適用の止むなき時に際して地方廳に助言し、甘蔗に對する契約に於ては最高の値段を耕作者に提供せしめ、地代に對する契約に於ては、最高の地代は耕作者と工場の利益を調和せしむる各種の方法手段に使用するが、而も最も能率の高い耕作を確保せしめ、印度と緬甸の各地方に於て工場に契約を利用せしめ得る土地の地圖發行に就て、地方廳の各部分に各商社と商議し、灌漑若くは排水を改良して、國內の砂糖産額を増加し得る場合には是れが技師と論議を凝らし、糖業の農事的並に工業的の兩方面を、共同農工銀行と接近せしめ、地方廳若くは文化的の各商社を誘導して、合理的に危険を冒し得る場合に到達した時には、明白なる危険に投資せしめるのであるが、其明白なる危険とは、自由の状態の下に在つては、如何に偉大の事業を爲し得るかを宣傳する爲め、普通の企業の萎縮する面積内に數工場を設置する事である。糖務會議は糖業に對する工事鑑定製糖機械、製糖農事機械、電鐵工學、一般的修繕工學、部分品の修理交換等が全部印度で利用し得られる様にしなればならぬ、工場所有者並に耕作者をして印度と外國を問はず最高の専門家の援助を受け得る様に、指導するの便宜を有しなればならぬ、糖業學校も設立し、農業的並に工業的の製糖研究所も設置

しなればならぬ、政府若くは民間の商社に依つて有利に計畫され得るに際しては、灌漑、排水の遂行を勸告しなればならぬ、砂糖に對する新規の市場と新規の用途と、生産に對する新規の經濟と

に危険を冒し得る場合に到達した時には、明白なる危険に投資せしめるのであるが、其明白なる危険とは、自由の状態の下に在つては、如何に偉大の事業を爲し得るかを宣傳する爲め、普通の企業の萎縮する面積内に數工場を設置する事である、糖務會議は糖業に對する工事鑑定製糖機械、製糖農事機械、電鐵工學、一般的修繕工學、部分品の修理交換等が全部印度で利用し得られる様にしなければならぬ、工場所有者並に耕作者をして印度と外國を問はず最高の専門家の援助を受け得る様に、指導するの便宜を有しなければならぬ、糖業學校も設立し、農業的並に工業的の製糖研究所も設置

しなければならぬ、政府若くは民間の商社に依つて有利に計畫され得るに際しては、灌漑、排水の遂行を勸告しなければならぬ、砂糖に對する新規の市場と新規の用途と、生産に對する新規の經濟と新規の根源を發見しなければならぬ、砂糖の投賣に對し又新規の方法若くは代用方法に關する取換へに對して保險積立金を設置しなければならぬ、此項目の下に於ける任務に關しては實に果しなく、定款には何等の制限を置かないのである、新規の機械の使用は糖務會議自身の實驗に依つて明示されなければならぬ、全般的に中央の糖務會議を各地方の支部たる地方的の糖務會議と聯絡し、是れを全體の組織として郊外各州の各部並に他の産業と聯絡し、施て印度の糖業をして瓜哇、玖瑪、布哇の糖業と聯絡せしめなければならぬ、一面に於ては工場と耕作者、他の一面に於ては工場と市場の聯絡を圖らなければならぬ、科學と工業、一般的工學と工場生産、將來に對する危懼と現在の繁榮、原料及需品と仕揚げ製品、生産品と金融並に銀行を聯絡せしめなければならぬ、總て是等の相互的聯絡關係に於て糖務會議が、租税に對する政府、土地收用に對する蔗園、工學に對する工場、彼等の權利の最善の保護に對する耕作者、同盟罷工の豫防に對する資本と勞働、甘蔗の適當の値段に對する工場と蔗作者の審判官となり、又中央州に於ては給水の設備を爲し、デッサンに於ては排水の設備を爲す可き蔗作と製糖の擁護に對する社會の審判官ともならなければならぬ。

(七二)(二)一般的に(一)と(二)の項目下に於ける任務を引き離して區別する事は困難であるが、其内の二三を茲に指示する事は出来る、機械、甘蔗、需品、庫出し製品に對する運賃の談判をする事、海上並に陸上に於ける獨立の運搬利便の設備をする事、瓜哇の如くに工場並に農場の科學的常務の日日の問題の解決に對する審判者として、團體的の顧問を常置する事、勞力の供給並に勞働賞與金の問題を

研究する事、經濟的の銀行の利便に對する手配を爲す事、宿舍と娛樂の問題を處理し且つ監督する事、衛生並に健康状態を監視する事等である。

(七三)前記引用の記録は、猶充分に其全體の組織に關する詳細を説明し盡くして居ないと云ふ事が解る、此記録が決して完了して居ないと云ふ事は事實で、夫れは委員會が複雑の活氣ある方針よりも簡易の方針を採擇するに在つたからで、更らに此問題の上に考へを空費する事は無用であつた爲めであるが、此計畫の原則にして、印度の糖業を組織す可き義務を有して居る人民(余の茲に人民と云ふは、政府又は單獨の政府を意味しないのであつて、外國に於ける糖務會議若くは製糖業者組合にして、全然製糖業者のみの團體である所もあるからである)に受け入れられたならば、此骨子の残部は宜しく人民に依つて作成完了せられるであらふと思ふ。

〔二三〕 度量衡

(七四)余は吾人の本報告書に署名する當日に、度量衡に關する一章を委員會に提出したが、該章に就て論議するの時間がなかつた爲めに、委員會全體としては、印度の各地方に於て其名は同一でありながら、ヴァー。ピガ。シアー又はマウンドに對する標準が各地方共に一定を缺いて居るが爲めに、彼等の調査の蒙つた不利に就て、遠からず其意見を發表する手配になつて居るから、余は此記録に於て、自己の責任を以て余の特別の提案を記述する積りである、余の茲に一言す可きは、余は素より農事會議と度量衡委員會に依つて、此問題に關する餘程貴重の著述が出来て居る事を承知して居るが、余には未だ此著述を參考とするの機會も時間もなかつたのである、余は茲に余の記録中の一

部即ち(イ)三個條の一般的原則の決定と(ロ)簡單なる實行方法を案出する爲めの是等の原則の應用とを轉載せんとするものである。

一定する事の出来る手續上の二三の原則。

ながら、ヴァー、ビガー、シア、又はマウンドに對する標準が各地方共に一定を缺いて居るが爲めに、彼等の調査の蒙つた不利に就て、遠からず其意見を發表する手配になつて居るから、余は此記録に於て、自己の責任を以て余の特別の提案を記述する積りである、余の茲に一言す可きは、余は素より農事會議と度量衡委員會に依つて、此問題に關する餘程貴重著述が出来て居る事を承知して居るが、余には未だ此著述を參考とするの機會も時間もなかつたのである、余は茲に余の記録中の一

部即ち(イ)三個條の一般的原則の決定と(ロ)簡單なる實行方法を案出する爲めの是等の原則の應用とを轉載せんとするものである。

一定する事の出来る手續上の二三の原則。

(イ)國家並に國家の補助せる統計、村落管理、度量衡表、教育の各部と政府、市廳並に郡廳等に對する通信等の以外は、度量衡の改定は是れを任意として、勸誘又は宣傳に依つて誘導するの外なき事。

(ロ)度量衡の改定には出来る限り現在の名稱を保留せしむ可き事。

(ハ)度量衡の改定には、同一標準の世界的採用は問題外として、メートル制度の利益の利用の出来る限り、成る可く多數の改定を成就す可きであつて、是等改定す可きものは次倍數の計算し易きものなる事と、各別の標準の關係が簡易である事と、一例を擧ぐれば、一單位の量目は水の一單位の容積の量目に均しいと云ふが如きものである事。

(ニ)前記(ハ)の利益を達せんが爲めには、印度の九十九の標準を第百の標準に同化させる事を避けて、全部の百の標準を世界的たる望みのある或外國の標準に同化させる事が望ましく、外國名を用ゐざるメートル制度への近似接近は奏功有望であるらしい事。

(七五)是等の原則は種種の應用を見出す事が出来るので、余が進んで左記の一例を提出するは、敢て是れが最善の方法なりと進言するの趣意に非ず、唯何か一定のものを提出して攻究に資せんとするに他ならない、第一に量目に就て云はんに、余はトラ、シア、マウンド、カンチ等の名目は之れを保留せんとするものである、トラは又一般にルピー貨の量目、即ち百八十グレインの定準となつて居るから、無論是れは保留しなければならぬ、一シアは西部印度並に南部に於ける約二十五トラ

から、ベンガルの或地方に於ける百二十トラ迄の相違があるが、マウンドとカンヂの相違の程度は是れよりも稍や少ない、改定の實習は一切のマウンドを、ベンガルのマウンド即ち八十二封度七分の二の鐵道マウンド、夫れは吾人の報告書中に於て標準マウンドと稱へられて居るマウンドに同化させる傾向であるが、其工程の完成迄には猶遙かである、是れは各八十トラの四十標準シアーと同量であるが、一シアーを八十トラと極めるとも、又一シアーを一基と同量の八十六トラと極めるとも、印度の各地方に於ける保守的の反對には餘り變りなく、少し量目の多い方のシアーを鐵道で採用する事になれば、夫れだけでも公衆の迅速の採用を促進する事が出来る、幸ひにしてシアーと云ふ名目は量目と同様に容積にも使用されて居るから、一シアーの量目に相當する蒸餾水の容積を以て、一シアーの容積と極める事も出来るが、夫れは一シアーの量目を一基の量目と同量とし、一シアーの容積を立方十分の一メートルと同積とすれば好い、斯うすれば量目に於ける一千シアーが一佛噸と同量となり、四十シアーが現行通り一マウンドとなり、二百シアー即ち五マウンドがカンヂとなる譯である。

(七六)前項同様に、余は寸法の單位をヴァーと云ふ名目にせん事を進言するものである、現在の名目たる碼は、國內の各地方に依つて其寸法を異にして居る、グザラツトに於けるガズは二十四吋で他の地方に於けるヴァーは三十二吋乃至三十六吋であるが、此相違は一メートルと同寸法にして、印度の計算上の習慣たる十進法百進法を採用する、標準ヴァーを創設す可き好機會を與ふるものである、さうすれば都市に於ける土地丈量の單位となつて居る一平方ヴァーは一平方メートルの廣表となつて、現在の一平方碼よりは一割九分と二割の中間だけ大きくなる譯で、此一萬平方ヴァー

をピガと稱へるが、約二エーケル半即ち一ヘクタアルに均しい廣表となるので、一ピガの面積は百ヴァー平方と同一になる。

(七六)前項同様、余は寸法の單位をヴァーと云ふ名目にせん事を進言するものである、現在の名目たる碼は、國內の各地方に依つて其寸法を異にして居る、ゲザラットに於けるガズは二十四吋で他の地方に於けるヴァーは三十二吋乃至三十六吋であるが、此相違は一メートルと同寸法にして、印度の計算上の習慣たる十進法百進法を採用する、標準ヴァーを創設す可き好機會を與ふるものである、さうすれば都市に於ける土地丈量の單位となつて居る一平方ヴァーは一平方メートルの廣袤となつて、現在の一平方碼よりは一割九分と二割の中間だけ大きくなる譯で、此一萬平方ヴァー

をピガと稱へるが、約二エークル半即ち一ヘクタアルに均しい廣袤となるので、一ピガの面積は百ヴァー平方と同一になる。

(七七)既に標準時間が、時間を採用する總ての場所で一定されて居る様になつた以上は、標準の度量衡も亦熱心に勉強に努力しさへすれば、必ず一定せられる時節が来る、地方的の度量衡の名目は暫時其儘に放置して好いので、夫れはカチャ、シアー、マウンド、カンヂ、ピガ、又はヴァー等であるが、新規の標準がバツカ、シアー、ピガ、又はヴァーと云ふ名目にするが好いので、カチャとバツカの名目は現在にても既に同様の差違を含んだものを使用されて居る、鐵道、銀行、パトワリ、竝に統計部等は直ちに科學的の標準を採用する事になるであらふし、各學校も亦其コスタック即ち改變表に準據して、一代の間、カチャとバツカの兩標準を教へ込んだならば、新時代は忽ち新規標準の利益と、計算の省略と、複雑混亂の意義を避け得る事を認める様になると同時に、此名目の含蓄する舊意味は、恰もヂユリアン式の舊曆同様に忘れて仕舞はれるであらふと思ふが、舊名目に對する舊意義の保留を尊重して居る法廷などに於て、財産所有證書の如きものの説明解釋に舊名目を舊式に使用するは例外の事である。

(七八)余は此事項を手を取つて熱心に研究せん事を政府に進言するものである、現行制度の面倒に對して、囂然たる反對の聲がないからと云つて、決して面倒の程度が少いと云ふのではない、是れを改定するの厄介は左程でもなく、又茲に指示した様な方針の改定は、決して何等の不平不満を惹起せしめる惧れはないので、彼のグレゴリー式の新曆輸入に對する反抗として、英國の暴徒が絶叫した様に『十一日を返せ』と云つて、印度の暴徒が政廳を襲撃して來る氣遣ひもない。

〔二四〕 結 論

(七九)余は將に此長い記録を終らんとするのであるが、元來個個獨立の全體であつたものを、一個全體の斷片に綴り上げるは可成り骨の折れる仕事で、余は是等の問題の重要なる事に就て、余自身に感じて居る所を充分に讀者に傳ふるだけの時間と忍耐と竝に文才を有せざるを遺憾とする、余は本報告書の起草に際して余の同僚等の稍や意識のある所を注目して居たが、余は茲に是れを公言しても敢て誇張にあらずと信ずるものは、彼等同僚と雖も根本的に於ては、土地收用規則若くは同様の國家の規則が其背景に朦朧として潜在して居なければ、現代式の大工場に必要な農事的の管理は到底得らるるものでなく、又此管理を得なければ印度に於ける糖業の前途には光明がないと云ふ余の意見に同感らしかつたと云ふ事である、委員會は勇敢なる救濟法を案出するの手段を放擲したものであるから、委員會の提議は總て尋常一樣のものとなつて仕舞つて、余は彼等の提議の進んで居る點迄は同意を表すが、是れ以上に進まない事には同意を表する譯には往かない、實に余は余自身の元來の意思よりも更らに一步を進んだのであつて、夫れは余が印度糖業の問題は單獨に印度の問題、單獨に糖業の問題でないこと云ふ事と、印度に於ける砂糖を廉價ならしめんとするには、世界中の砂糖を廉價にしなければならぬが、印度が此問題の解決に對して、其最善の甘蔗と其最大の蔗作面積を寄與貢獻するに非ざれば決して實現されないと痛感したからである、印度をして此解決に當らしめんとするには、唯糖業世界に於ける印度の任務を復活せしむるの他はない、印度は今日と雖も猶最大の蔗作面積を有し、猶殆んど最大の砂糖消費國であつて、印度は恐らく砂

糖の製造と食用を世界に教へた國である、印度は此優先權を歴史時代迄保留して居たが、科學と資本と企業と交通の發達とが、此状態を變化させた、是等の變化の狀態に再び印度を適應せしめて、印

單獨に印度の問題、單獨に糖業の問題でない、と云ふ事と、印度に於ける砂糖を廉價ならしめんとするには、世界中の砂糖を廉價にしなければならぬが、印度が此問題の解決に對して、其最善の甘蔗と其最大の蔗作面積を寄與貢獻するに非ざれば決して實現されないと痛感したからである、印度をして此解決に當らしめんとするには、唯糖業世界に於ける印度の任務を復活せしむるの他はない、印度は今日と雖も猶最大の蔗作面積を有し、猶殆んど最大の砂糖消費國であつて、印度は恐らく砂

糖の製造と食用を世界に教へた國である、印度は此優先權を歴史時代迄保留して居たが、科學と資本と企業と交通の發達とが、此状態を變化させた、是等の變化の状態に再び印度を適應せしめて、印度に對して其一旦失つた位置を取り返へさしめるものは、大膽なる爲政治家の事業である、爲政治家たるもの須らく此大目的の思想の現在に面しては、余の同僚委員の如くに、羞耻を含んだ小學生徒の様な行動をしてはならない、彼等は其長靴が無用になる程迅速なる成長を發見されても、決して顔色を變へてはならない、彼等は是等の思想が改造よりも寧ろ全然の變革であると云ふ人民の批判に對して、決して戰慄してはならない、確に印度の改造に對する全體の趨勢は、小生産國より大生産國に印度を變化せんとするのであつて、科學、企業、資本を招來して農業並に製造業を蘇生復活せしむるのである、萬一政府にして此變化の事業に其手を染むる事ありとすれば、それは此自然の趨勢、若し是れを合理的に取締りさへすれば、耕作者を利益し、貧困を輕減し、蔗作者を繁昌せしめ、訓練ある全國の科學者に出世の途を開き、製糖の役に立つ資本と職業の用途に對して見込みのある此趨勢を、阻碍せずして獎勵しなければならぬ、萬一政府にして茲に注意し、瓜哇の政府に倣つて、耕作者と工場間に於ける交渉を管理する様にすれば、耕作者の地位を墮落せしむるにも及ばず、又工場に對して甘蔗値段の昇降法を説得採用せしめたならば、土地の貢として工場の株主に對して利益の流出して仕舞ふ事を防ぐ事も出来る、各州の地方廳は官有地の讓渡を利用し、又水利、排水、澇溜地恢復、衛生設備等の補助的利便を利用して、新設の諸工場に對して經濟的弱者たる耕作者と勞働者に關する標準的の福祉をも負擔増進せしむる事が出来る、各地方廳は糖業の性質上其原料の成育地に拘束せられる特異の事實を利用し、田園産業の新鮮なる空氣と開轄の蒼空を失はないうて、都會進

歩の要件を田舎の地方に移植する事が出来るのであつて、政府は保護關稅の幻覺的誘惑に盲進する事もなく、全體として働くにも一單位として働くにも、善行竝に福祉の増進に於て競争するにも國民的の憎惡を挑發もし、又國民的の憎惡の產物でもある、國際經濟的の國境を破棄するにも、世界的の趨勢に逆行する事なくして、能く是等の全部を斷行する事が出来る。

(八〇)産業の目的に對する土地の規則の事項に關して、余自身の地方廳の勇敢なる思慮、即ち吾人の前に證言を與へた廳の名譽ある高官が、不撓の確信を以て立證した通りに、其結果で證明されて居る勇敢なる思慮を辯護するの役廻はりが、余の肩上に落ちた事を喜ぶものである、余は又喜んで印度の農業に對し、就中是れがなければ印度の糖業は見込みがないと思はれる程の甘蔗農業に對する、灌溉部の無量の奉仕に就て、余の證言を呈したが、余は茲に喜んで、砂糖竝に一般の農業が印度各州の農事部に負ふ所の莫大なるを追記せんとするもので、若しも是等の農事部が唯單に研究に對して組織さる可き農事部としてのみならず、達觀達識を以て運轉使用せられたならば、實に是等の農事部こそ社會の金錢に對する最善の投資物であつて、啻に現金の配當のみならず、併せて人類の幸福てふ配當の無限の可能性を產出するものなる事を、余をして感ぜしむるに至つた。

終りに臨んで、余は此委員會の一員に余を任命して、余の經驗と思想を廣めしめたる印度政府に對して、余自身の衷心よりの個人的の感謝の意を表するものである。

ビー・ゼー・パドシヤア

追 録

本報告書の署名調印を終つて、本報告書に對する余の補遺記録は、千九百二十年の十一月の六日に書記に交附されたのであるが、其時以來種種の事件が発生した、余の今口授しつつある今日(千九百

終りに臨んで、余は此委員會の一員に余を任命して、余の経験と思想を廣めしめたる印度政府に對して、余自身の衷心よりの個人的の感謝の意を表するものである。

ビー・ゼー・パドシヤア

追 録

本報告書の署名調印を終つて、本報告書に對する余の補遺記録は、千九百二十年の十一月の六日に書記に交附されたのであるが、其時以來種種の事件が発生した、余の今口授しつつある今日(千九百二十一年一月二十七日)に當つて、ビハアに於ける甘蔗の値段は、每一標準マウンド當り糖業調査委員會開始當時の率であつた五アンナに對して一ルピーである、昨年の六月中に每一標準マウンド當り四十ルピーであつた砂糖の値段は今日は十七ルピーである、機械の値段は未だ下落せない様であるが、昨年の三月中に每一磅當り七ルピーであつた爲替相場は今日は每一磅當り十四ルピーである、余の信用す可き筋より報告を受けた所に依るに、砂糖に對する氣配は、昨年の六月中に每一封度當り二十一仙であつた紐育の糖價が、今日は每一封度當り四仙と五仙との中間の何處かに手固く保合つて居るが、此値段はルピーが二志迄昇つて、弗が常態の四志二片迄引返へしたものとして、紐育に於ける每一標準マウンド當り九ルピーを超えない値段に均しい譯で、是れに關稅、運賃、手數料に對する二割を加へた所で、印度に於ける每一標準マウンド當り十一ルピー以下の値段となる次第である、糖業調査委員會の發表意見が、斯う云ふ状態の爲めに如何に影響されるかを明示する爲めに、此追録を添へる事を許されたるは、余の欣幸とする所である。

主要の要件は無論、土地の値段、建設の費額、機械の價格、爲替の相場率、甘蔗の値段、勞銀、糖價、是等の全部のものが一緒に働かなければ、印度なり其他の諸國なりに於ける糖業に對する状態は、好景氣にはなれないと云ふ事であつて、汽船運賃は英國の一港から孟買迄每一噸當り二十志の備船料にて、石炭船を借り入れても引合ふ程である、砂糖の氣配を出來得る限り好景氣に持ち直さしめんとするには、政府と製造業者と、糖業聯合會と労働者組合とが處理する事の出來る諸要素を勇敢に處理

しなければならぬのである、製糖工場の事業は、稍や不安定で危険を包含するものと認められて居るから、如何なる政府と雖も其危険を負担して、好景氣時代の利益からは是等の危険に備へる積立金をすると云ふ決心がない以上は手を著けられない、就中糖業者自己の損失を救済せんが爲めに砂糖の關稅に手加減を加へると云ふ事が、政府の誘惑となつてはならない、余の記録の第九章に於ける保留條項、即ち砂糖の値段が每一標準マウンド當り十一ルピー乃至十二ルピーに届いた場合は、消費税は自動的に消滅する様になると云ふ事は、今日から見て啻に理論上の問題たるに留まらず、事實的に不可能でない臨時の事故に對する有効の機關である事が解る、余の記録中に於ける、投資に對し又糖價の暴落に對し積立金を創設す可しと云ふ、製糖業者への苦言は、今回の事件には間に合はなかつたが、次期の糖價の暴騰を見逃がしてはならない、若しも糖價將來の見込みが好望でないならば、政府も其財政上に最大の緊縮を感じて居る此際、國內既設の各種産業が鐵道利便の缺乏に對して窮迫して居る此時に當つて、或は糖務會議の如き或は糖業専門家の如きに使用する費額の支出が、正當に計畫され得るものなるや否やを考慮研究するの價値があると思へる、若しも糖業將來の見込みが前途洋洋たるものでないならば、蔗作準備の見地からして、荒蕪地の恢復工事に關し、政府に對する余の一切の進言は地に墮ちて仕舞ふが、他の一面に於て灌漑の料金に關し、又營業主義に則る灌漑部の運用に關する余の進言は、猶有效に残る、余は個人的に或自動的の作用に依つて、爲替、賃銀、物價、資本費額、生活費等の一切が、遠からざる期日に於て彼等自身を調節するの時が來ると確信する、世界は將に、大なり小なり必需品である砂糖を犠牲にするよりは、寧ろ他に澤山犠牲にするものがあらふし、又砂糖とても生産費に相當の利益を加へた値段でなければ要求あるだけ

の數量を提供する事は出來ない、茲を以て結局は其生産費が下るか、但し砂糖の値段が上るかその他に途はない、砂糖の生産に對する印度の状態は、世界の其他の産糖國の状態に比して、非常に劣つて

し、政府に對する余の一切の進言は地に墮ちて仕舞ふが、他の一面に於て灌漑の料金に關し、又營業主義に則る灌漑部の運用に關する余の進言は、猶有效に残る、余は個人的に或自動的の作用に依つて、爲替、賃銀、物價、資本費額、生活費等の一切が、遠からざる期日に於て彼等自身を調節するの時が來ると確信する、世界は將に、大なり小なり必需品である砂糖を犠牲にするよりは、寧ろ他に澤山犠牲にするものがあらふし、又砂糖とても生産費に相當の利益を加へた値段でなければ要求あるだけ

の數量を提供する事は出來ない、茲を以て結局は其生産費が下るか、但し砂糖の値段が上るか、他の途はない、砂糖の生産に對する印度の狀態は、世界の其他の産糖國の狀態に比して、非常に劣つて居ると云ふ譯ではないから是れを以て見るも、糖業の見込みが印度に對してのみ暗澹たるにはあらずして、十割を計上した巨利の爲めに頽廢したる世界に對して、暗澹たるものであると云ふの他はない。

ビー・ゼー・パドシヤア。

不賛成の意見の記録

エム・ワキン・セエヤア。

余は製糖工場に對する原料採收區域劃定の問題に就て、委員會の他の同僚諸氏と意見の一致を見る事が出来なかつたもので、余の意見とする所は、各蔗作區域に於て、國家又は國家と同様の權威者が、前記の面積内に設置す可き工場の數を限定し、各工場に對して其甘蔗の供給に關する一定の面積を割り當て、以て相互の破壊的の競争を防止し、以て各工場が各自に其甘蔗の供給を受くる特殊の面積に對して、蔗作改善に關する個別的の利害關係を有せしむ可き、各工場の管理を獎勵せんとするものである。

此提案を爲すに就て、余は或委員から必ず出るであらふと思ふ反對議論に就ても充分承知はして居るが、其反對論は第一に公權の侵害と商業の干涉と云ふ事で、第二に蔗作者が工場間の競争より起る最高値段を剝奪されて仕舞ふと云ふ事であるが、第一の議論に對する答辯は斯うである、若しも印度に於て出来るだけ至廉の値段で砂糖を製造せんとするものならば其至廉の生産に對するあらゆる合理的の利便は國家に依つて與ふ可きであつて、此利便中の第一は甘蔗の充分の供給である、何となれば甘蔗の充分の供給に對する唯の半分で操業しなければならぬ諸工場は、全期間を操業する事の出来る諸工場程に廉く砂糖を製造する事の出来ない事は明白で、さすれば全社會の究極の利益、即ち至廉の砂糖と云ふ事は、此關係に對する公權の合理的侵害に依つて一番良い效果

を奏し得る事が明白である、第二の點に關しては、吾人は耕作者と工場との相互の利害を一致せしむる事の出來る、甘蔗買入れ値段の最高を表示する値段表を指示して置いたのであつて、此表の數字よりも一層高い値段を強行せんとする如何なる計畫にても、夫れは唯工場に損失を蒙らしむるの結果に終るか、但しは製造した砂糖に對して一層高い値段を採るより他に途はない、此競争の今日に於て、斯る手段は唯工場の失敗を招くと云ふ結果に終るの他なく、耕作者も結局其市場を失つて仕舞ふ事になる、吾人の定めた値段の表は、工場の能率と云ふ點を主張表示して居るが、世界的の競争は自然各工場を強制して能率を維持せしめ、且つあらゆる方面に於て出來得る限りの改善に努力せしむる事であらふと思はれる、余の徹底的に明白にして置きたいと思ふ一事は、余の進言中には、甘蔗を作ると云ふ事に就ても、又グール糖の製造に代へて是れを工場に賣却せしむると云ふ事に就ても、何等耕作者に對する強制の意味を包含して居ないと云ふ事で、甘蔗に對して定めた値段の表は、甘蔗を耕作して是れを工場に賣却する方が結局耕作者自身の利益である事が解る様に作られたと云ふ事である。

余は各工場周囲の蔗作の改善に關して吾人の記述して置いた計畫に對して、最大重要な囑望を置くものであるが、さればとて此宣傳が近き將來に於て活動力となり得るは、唯工場の幹部職員と農事部との間の活潑なる個人的共働に依つてのみ行はれ得ると云ふ明白なる事實を隱蔽する事は出來ない、此共働を確保せんとするには、各工場に對する劃定の採收區域が一定せられて、其各自の區域から彼等が自分の活動の報酬を收穫し得る様にす可きである、此充分の保證があればこそ、彼等は敢て活潑なる援助を惜まないものであつて、活潑なる援助がなければ一切の改善は遅緩となる

より他はない、蔗作面積の中間に其位置を占めて居る各製糖工場は、其職員、其榨油所、其修繕工場、現場に於ける其資源を以て、さうする事が自己の利益であると思へば、農事部が孤立無援で成就し得

くものであるが、さればとて此宣傳が近き將來に於て活動力となり得るは、唯工場の幹部職員と農事部との間の活潑なる個人的共働に依つてのみ行はれ得ると云ふ明白なる事實を隠蔽する事は出来ない、此共働を確保せんとするには、各工場に對する劃定の採收區域が一定せられて、其各自の區域から彼等が自分の活動の報酬を收穫し得る様にす可きである、此充分の保證があればこそ、彼等は敢て活潑なる援助を惜まないものであつて、活潑なる援助がなければ一切の改善は遲緩となる

より他はない、蔗作面積の中間に其位置を占めて居る各製糖工場は、其職員、其搾油所、其修繕工場、現場に於ける其資源を以て、さうする事が自己の利益であると思へば、農事部が孤立無援で成就し得るよりも短少の期間に於て、地方的農事の上に一層の効果を生ぜしめ得る、現在に在つては一個の新設工場は鐵道停車場附近の孰れの地にも建設する事が出来て、其地方の耕作者に對して何等の注意も拂はず、又近在の蔗作改良に對する努力の一錢も支出せずして、唯鐵道沿線上下の停車場の秤量臺だけで甘蔗を買ひ入れる事が出来ると云ふ有様である、斯う云ふ可能性が何時でも其眼前に横はつて居る以上は、如何なる工場と雖も、競争工場が割り込んで來て其改善農場の利益を横奪しないと云ふ保證を握らない限りは、決して其蔗作面積に時間と金錢を費やすを肯んじない。

瓜哇も臺灣も共に此特許の採收區域制度を實行して居るが、瓜哇のは舊來の法律の遺産であるが、臺灣のは工場が其自作の土地を有せず、甘蔗の供給に對して耕作者に倚頼しなければならぬ状態である、世界の他の諸國に於て、糖業が如何なる状態の下に於て成功的に發達し來つたかと云ふ、調査の結果に依つて施行されたものである、工場が其自作地を有せざる臺灣に於ては、改善種苗、肥料、竝に改善耕作法に對する農具等は、工場から前貸しとして耕作者に與へられるが、此制度の成功は同地に於ける糖業が僅僅數個年の内に實質的長足の進歩を遂げたこと云ふ事實に依つて明示されて居る、吾人の印度に實施せん事を要求するは斯う云ふ制度である、臺灣に於ける此制度の成功は既に證明済みであつて、是れを印度に輸入するの如何は、各工場が改善甘蔗の方面に於て、自己の努力に依るの利益は自己が是れを收穫し得ると云ふ保證の有無に依つて岐れる、農事部との聯絡に關する工場の側の非公式個人的の仕事は、臺灣に於ける甘蔗を改善するに就て、何ものよりも以上

に貢献し、猶一層貢献しつつある。是れを總括するに、吾人の提案せる甘蔗の値段表は、蔗作の農夫に對して其甘蔗に對する充分の價格を與へて、如何なる方法に依つても其利益を掠奪される事を防いだもので、氣に入らなければグール糖を製造する事も亦彼の自由である、工場の能率も亦甘蔗に對する一定の値段が定められて居るが爲めに、高い標準を維持せしめなければならぬので、若し其能率を維持する事が出来なければ、蔗作面積に對する特權の撤廢と云ふ事も攻究しなければならぬ、工場にして農事的改善の結果として、其處理の出来るより一層多大の甘蔗が提供されると見れば、任意に其能力を擴張しても宜しいが、此能力擴張には是れに相應する、能率の増進と生産費の遞減と云ふ事を伴ふの意義にならなければならぬ、糖業の範圍は擴張せられ、現在の蔗作面積を一層有益に使用すれば、新規の甘蔗値段表の下に於ては、多多益益増加して、工場製糖の原料に利用し得るものとなる事が出来るのである。

エム・ワキン・セエヤア。

附 録 (一)

印度糖業調査委員の視察旅行日程

附 録 (一)
 印度糖業調査委員の視察旅行日程

第一 次

千九百十九年十月二十六日	デルヒ
自同二十七日至三十日	ミールツト
自同三十一日至十一月三日	バレリー
十一月四日	ピリビット
同五日	シヤヂヤハンバア
自同五日至六日	ロサ
自同七日至十一日	カウソボア
同十二日	パアタブガア
自同十三日至十四日	ベナアス
自同十六日至二十一日	ゴラクパア (ブブノリ 及びバアタ アボア包含)
同二十二日	シバヤ及びシワン
同二十三日	マルホーラア
自同二十四日至二十七日	ベツチア (バルサ包含)
自同二十八日至二十九日	ムザフワアパア
自同三十日至十二月五日	ブツサ (ロハット及び ライアム包含)
自十二月七日至八日	パトナ
同九日	シヤヂヤハンバア
自同十一日至十三日	ペシヤワー
同十四日	マララ

印度糖業論附録

第二 次

同上	(同上)	グズランワラ
同十五日	(同上)	ラルバア
同十六日	(同上)	イクバルナガア
自同十七日至十八日	(同上)	ラホーア
同十九日	(同上)	アムリトサア
同二十日	(同上)	バサンコツト
同二十一日	(同上)	ガアダスバア
同二十二日	(同上)	デルヒ (降誕祭に 付き休會)
千九百二十年一月三日	(ベンガル)	カルカッタ (再集會)
自同五日至六日	(アツサム)	カムラツプ
自同八日至九日	(同上)	ヂョーハット
同十二日	(ベンガル)	ヂエバア、ハット
自同十二日至十三日	(同上)	ラルヂヤヒ
自同十四日至二十日	(同上)	カルカッタ (コチャンド バア包含)
自同二十三日至二十六日	(緬甸)	ラングーン
同二十七日	(同上)	ピリン
同二十八日	(同上)	モールメイン
同三十日	(同上)	トングウー
同三十一日	(同上)	ビインマナ

印度糖業論附録

二月一日	(同上)	タットコン
自同二日至四日	(同上)	マンガダレー
自同六日至七日	(同上)	タンガイング(モン運河面積包含)
同八日	(同上)	マンガウエー
自同十一日至十三日	(同上)	ラングー
自同十六日至十七日	(ベングル)	カルカツタ
同十八日	(マドラス)	アスカ
同十九日	(同上)	アナカペール
同二十日	(同上)	サマルコタ
同二十一日	(ニザム領)	カマレデー
自同二十三日至二十五日	(同上)	ハイデラバッド
自同二十七日至二十九日	(マドラス)	マドラス
自三月一日至三日	(同上)	ネリクパム
自同六日至八日	(同上)	マンガロア
自同十日至十四日	(同上)	コイムバトア
自同十五日至十七日	(ミソレ)	バンガロア(ゴリビドナア包含)
同十九日	(同上)	ミソレ
自同二十日至二十一日	(同上)	マリカナヴェ
同二十三日	(孟買)	カラツド
自同二十四日至二十六日	(同上)	プーナ
自同二十七日至二十八日	(同上)	バラマチ
同三十日	(同上)	ベラバア
同三十一日	(同上)	コパアガオン

四月一日	(同上)	ナシク
自同二日至六日	(同上)	孟買
自同八日至九日	(ビハア及びオリッサ)	ダマラオン
同十日	(同上)	デリ、オン、ソネ
自同十一日至十三日	(同上)	ガアヤ
同十四日	(同上)	パトナ
同十五日	(パンチャツプ)	シムラ
第 三 次		
五月十九日	(ベングル)	カルカツタ
自六月一日至二日	(瓜哇)	スラバヤ
自同三日至七日	(同上)	パソロアン(ヂヤチロツト包含)
同九日	(同上)	マラン
自同十日至十一日	(同上)	ブリツタア
自同十三日至十五日	(同上)	セマラン
自同十六日至二十二日	(同上)	ヂヨクヂヤカルタ
自同二十三日至二十六日	(同上)	バタビヤ(バイテンツルグ包含)
七月五日	(マドラス)	マドラス
自同七日至九日	(ベングル)	カルカツタ
自同十日至十一日	(ビハア及びオリッサ)	ランチ
同十二日	(同上)	タタナガア
自同十三日至十六日	(中央州)	ナグバア
同十八日	(聯合州)	ピリビツト
同十九日	(パンチャツプ)	シムラ

自同二十日至二十一日	(同上)	マリカナグエ	自同七日至九日	(ベンガル)	カルカツタ
同二十三日	(孟買)	カラツド	自同十日至十一日	(ビハア及びオリツサ)	ランチ
自同二十四日至二十六日	(同上)	プーナ	同十二日	(同上)	タタナガア
自同二十七日至二十八日	(同上)	バラマチ	自同十三日至十六日	(中央州)	ナグバア
同三十日	(同上)	ベラバア	同十八日	(聯合州)	ピリビット
同三十一日	(同上)	コバアガオン	同十九日	(パンヂャツブ)	シムラ

附 録 (二)

(其二) 世界の産糖額並に消費額の統計表(第一章第四節参照)
世界甘蔗糖産額表(自千九百十三年至千九百二十年)(單位長噸)

國名	最初の第一年に對する收穫時期(千九百十三年乃至十四年)	千九百十三年		千九百十四年		千九百十五年		千九百十六年		千九百十七年		千九百十八年		千九百十九年		千九百二十年	
		産額	量當り收	産額	量當り收	産額	量當り收	産額	量當り收	産額	量當り收	産額	量當り收	産額	量當り收	産額	量當り收
合衆國	自千九百十三年十月	二六,二〇〇	一・一七	二六,七〇〇	一・〇一	二二,八〇〇	〇・六〇	二七,一〇〇	一・二二	二七,〇〇〇	〇・八九	二五,〇〇〇	一・〇八	一〇,八〇〇	—	—	—
ルキヂアナ(イ)	自千九百十四年一月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
テキザス	同上	七,一〇〇	〇・九	三,六〇〇	〇・九	一,〇〇〇	〇・九	六,三〇〇	〇・九	二,〇〇〇	〇・九	三,一〇〇	〇・八	—	—	—	—
ポトリコ(ロ)	自千九百十四年一月	三三,〇〇〇	二・〇	三〇,九〇〇	一・五三	四三,八〇〇	二・二	四五,六〇〇	二・二	四〇,一〇〇	—	三六,二〇〇	—	四三,八〇〇	—	—	—
布哇諸島(ロ)	自千九百十三年七月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西印度	自千九百十四年七月	五四,六〇〇	四・九	五七,六〇〇	五・〇九	五九,三〇〇	四・五六	五七,五〇〇	四・六四	五二,九〇〇	四・二九	五三,六〇〇	四・四七	五〇,五〇〇	—	—	—
セント、クロキ	自千九百十四年六月	五,八〇〇	—	四,五〇〇	—	一四,八〇〇	—	七,八〇〇	—	五,四〇〇	—	九,〇〇〇	—	—	—	—	—
クス	同上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヂヤマイカ(ロ)	同上	一五,四〇〇	〇・四	二二,一〇〇	〇・七三	二二,〇〇〇	〇・六五	二二,〇〇〇	〇・八	三三,〇〇〇	〇・八七	四三,〇〇〇	—	四六,九〇〇	—	—	—
ツリニダツド及	同上	五五,五〇〇	一・三	五八,八〇〇	一・一六	六四,二〇〇	一・三	七〇,三〇〇	—	七〇,九〇〇	—	四五,三〇〇	—	五八,四〇〇	—	—	—
びトバゴ(ロ)	同上	三三,〇〇〇	一・二	三三,六〇〇	一・〇	三七,一〇〇	一・〇九	三三,〇〇〇	一・〇四	六〇,二〇〇	—	七五,〇〇〇	—	五〇,〇〇〇	—	—	—
バアバドス	同上	二四,〇〇〇	—	二四,〇〇〇	—	三三,四〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	—	—
其他の英領西印	自千九百十四年一月	二四,〇〇〇	—	二四,〇〇〇	—	三三,四〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	—	—
度	自千九百十四年八月	二四,〇〇〇	—	二四,〇〇〇	—	三三,四〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	三三,〇〇〇	—	—	—
玖瑪(ロ)	自千九百十四年六月	二五,八二〇	二・一九	二六,四九〇	一・八七	三〇,四〇〇	二・〇	三〇,五〇〇	一・八九	三三,四六〇	一・九三	三九,七二〇	二・一〇	三七,〇〇〇	—	—	—
マアチニク	自千九百十四年七月	三九,四〇〇	—	三九,三〇〇	—	三九,九〇〇	—	三九,四〇〇	—	三九,四〇〇	—	三九,四〇〇	—	三九,四〇〇	—	—	—
グワデロープ	同上	三九,三〇〇	—	三九,三〇〇	—	三九,九〇〇	—	三九,四〇〇	—	三九,四〇〇	—	三九,四〇〇	—	三九,四〇〇	—	—	—
ドミニカン共和	自千九百十四年一月	一〇,四五〇	—	一〇,六三〇	—	一〇,四〇〇	—	一〇,三〇〇	—	一〇,三〇〇	—	一〇,三〇〇	—	一〇,三〇〇	—	—	—
國(サン、ドミンゴ)	自千九百十四年六月	一〇,四五〇	—	一〇,六三〇	—	一〇,四〇〇	—	一〇,三〇〇	—	一〇,三〇〇	—	一〇,三〇〇	—	一〇,三〇〇	—	—	—
墨其西哥	自千九百十四年六月	一〇,八〇〇	—	一〇,八〇〇	—	一〇,八〇〇	—	一〇,八〇〇	—	一〇,八〇〇	—	一〇,八〇〇	—	一〇,八〇〇	—	—	—

印度糖業論附録

南亞弗利加 ル聯合	自千九百十三年五月	八六、〇〇〇	九八、四〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇一、八〇〇	一〇六、三〇〇	一四六、五〇〇	一五〇、〇〇〇
モザンビーク	自千九百十三年五月	三三、九〇〇	四〇、一〇〇	五〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三三、〇〇〇
西班牙	自千九百十三年十月	七、一〇〇	五、五〇〇	四、一〇〇	六、〇〇〇	一、三〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇
合計(印度包含)	自千九百十三年六月	九八、七〇〇	一〇七、三〇〇	一〇四、七〇〇	一一〇、三〇〇	一一〇、六〇〇	一一九、六〇〇	一二四、八〇〇
合計(印度除外)	自千九百十四年六月	八二、三〇〇	八〇、五〇〇	八二、四〇〇	八七、七〇〇	九一、五〇〇	九七、六〇〇	一〇二、七〇〇

備考(イ)精糖(ロ)粗糖(ハ)蕃邦州に對する數字不完全なり(ニ)粗糖並に精糖

(注意一) 本表の數字は種種の書籍より蒐集したが主として『合衆國年鑑』『農事部年報』ツルマン・デー・パルマアの『糖業關係事項』千九百十九年八月十五日發刊の『化學工業協會雜誌』並に『國際糖業雜誌』等に據つたものである。

(注意二)

印度に於ける砂糖の總産額は左の方法で計上されたのである、面積並に收量の雙方を報告したる各州、即ち緬甸を除いた英領印度の主要の各州並に孟買州内の蕃邦州に對する、各年每一エーカー當りの平均收量を、面積並に收量の數字にて算出して、此平均收量を蔗作面積のみを報告したる緬甸、英領管内の小州、ハイデラバッドを包含する全部の蕃邦州等に對する平均收量と見做し、此平均收量と報告面積に依つて産額を推算したものである、此方法にて算出したる總産額から、第十七章第二百七十四節に於て説明せられた理由に依り、種苗並に生食用の甘蔗として一割六分を除去したのであつて、收量の九割九分迄はグル糖で示されて居るのである。(第十二章第三百五十九節参照)

世界の産糖額並に消費額の統計表
(其二) 世界甜菜糖産額表(自千九百十三年至千九百二十年)(單位長噸)

國名	自千九百十三年九月至千九百十四年一月	千九百十三年		千九百十四年		千九百十五年		千九百十六年		千九百十七年		千九百十八年		千九百十九年	
		精糖收量	量當り收	精糖收量	量當り收	精糖收量	量當り收	精糖收量	量當り收	精糖收量	量當り收	精糖收量	量當り收	精糖收量	量當り收
獨逸	同上	二、四三、七〇〇	一・八三	二、二四、〇〇〇	一・六三	一、二〇、一〇〇	一・三三	一、三三、八七〇	一・三四	一、三六、五〇〇	一・四三	一、一八、八三〇	一・二九	六七五、〇〇〇	
チヤツク、スロ ヴアキヤ	同上	一、四九、七〇〇	一・三六	一、四九、〇〇〇	一・三六	八九五、八〇〇	一・二七	八三七、一〇〇	一・七三	六〇三、〇〇〇	・八三	六三〇、〇〇〇	—	五三六、五〇〇	
佛蘭西	同上	六九、一八〇	一・二九	二六、四〇〇	一・一〇	一、〇七、〇〇〇	・七七	一六三、九〇〇	・九六	二〇二、五〇〇	一・二三	九九、一〇〇	・六七	二二九、〇〇〇	
匈牙利	同上	一〇四、〇〇〇	一・五七	一八、一〇〇	一・三九	一、〇七、〇〇〇	一・〇一	八八、六〇〇	—	一、一七、〇〇〇	—	六六、八〇〇	—	一三三、一〇〇	
白耳義	同上	二〇一、五〇〇	一・三六	二六、七〇〇	一・七九	二、五〇、〇〇〇	一・五四	二、三九、二〇〇	一・五	一、〇七、一〇〇	一・五七	一、五六、一〇〇	一・六五	二、四八、〇〇〇	
和蘭	同上	一、五〇、六〇〇	・八八	一、七六、五〇〇	・九一	一、二九、五〇〇	・六九	一、〇七、二〇〇	・六七	九〇、〇〇〇	・九〇	三〇二、九〇〇	—	二〇一、五〇〇	
露西亞(ウクライナ シベリア等)	同上	一、一四、〇〇〇	一・七二	一、三六、三〇〇	一・七一	一、一八、〇〇〇	一・四三	一、三二、六〇〇	一・四三	一、一七、九〇〇	一・五二	一、一四、七〇〇	一・五三	一、〇〇、〇〇〇	
瑞典	同上	一、一四、〇〇〇	一・七二	一、三六、三〇〇	一・七一	一、一八、〇〇〇	一・四三	一、三二、六〇〇	一・四三	一、一七、九〇〇	一・五二	一、一四、七〇〇	一・五三	一、〇〇、〇〇〇	
丁抹	同上	一、一四、〇〇〇	一・七二	一、三六、三〇〇	一・七一	一、一八、〇〇〇	一・四三	一、三二、六〇〇	一・四三	一、一七、九〇〇	一・五二	一、一四、七〇〇	一・五三	一、〇〇、〇〇〇	

印度糖業論附録

印度糖業論附録

土 耳 其	瑞 西	歐 羅 巴 全 部 平 均	印 度
八・五三	四四・一四	二七・九三	一九・四〇
九・七七	五三・四六	三三・三三	一六・八〇
一一・七三	五五・二三	三一・六一	二〇・九〇
一二・七九	五五・七〇	三一・六四	二〇・一〇
一二・五〇	六六・六五	三三・三六	一九・五〇
一二・九二	六四・二四	三三・六七	二二・五〇
一四・六二	七六・三〇	三五・三三	二二・七〇
一八・六二	七〇・六八	三三・九三	二〇・七〇
一九・八四	七七・二四	三六・六一	二二・〇〇
二二・九三	七三・五五	三六・八三	二二・三〇

(備考)合衆國の數字は『統計撮要』から、歐羅巴の數字は千九百四年乃至五年より千九百七年乃至八年迄はエフ・オー・リヒトから、千九百八年乃至九年より千九百十三年乃至十四年迄はオー・リヒトから引用したので、印度の數字は委員會で算出されたものである。

附 録 (三)

(其一) 瓜哇工場の成績表(第二章第三十一節参照)
高低各純度の甘蔗から得たる成績摘要一覽表

(イ) 千九百十五年期(百三十八工場の成績に據る)

糖度に準じたる壓搾甘蔗の等級別	工場 數	平均糖度 (並に最高最低)	混合糖汁の平均純度 (並に最高最低)	混合糖汁の平均密度 ブリツクス	甘蔗每百當りの平均纖維	甘蔗每百當りの平均産糖	甘蔗每百當りの平均産糖蜜
一四以上	三	一四・八五	八八・三三	一七・五六	一〇・五四	二二・九八	三・二二
一三乃至一四	五	一三・二七	八五・〇〇	一六・四五	一二・九七	一一・〇二	二・九二
一〇乃至一一	二四	一〇・六一	七九・七五	一四・五六	一三・三九	八・三七	三・四五
一〇以下	一〇	九・一四	七五・九四	一三・二八	一二・八〇	七・〇四	三・三〇

(ロ) 千九百十六年期(百四十五工場の成績に據る)
殘餘の九十六工場の壓搾甘蔗の糖度は一一乃至一三であつた。

工場 數	平均糖度 (並に最高最低)	混合糖汁の平均純度 (並に最高最低)	混合糖汁の平均密度 ブリツクス	甘蔗每百當りの平均纖維	甘蔗每百當りの平均産糖	甘蔗每百當りの平均産糖蜜
一四以上	一四・五七	八七・七〇	一七・三三	一一・〇九	二二・四八	二・五七
一三乃至一四	一三・三〇	八五・九一	一六・二〇	一二・八三	一一・〇四	二・六九

工場 數	平均糖度 (並に最高最低)	混合糖汁の平均純度 (並に最高最低)	混合糖汁の平均密度 ブリツクス	甘蔗每百當りの平均纖維	甘蔗每百當りの平均産糖	甘蔗每百當りの平均産糖蜜
一〇乃至一一	一〇・八三	八二・三三	一四・二六	一二・三九	八・五三	三・一七
一〇以下	八・七六	七五・五五	一二・一七	一一・七四	六・八一	三・一七

殘餘の百三工場の壓搾甘蔗の糖度は一一乃至一三であつた。

一〇以下	一〇	九・四四	七五・四四	七五・四四	一三・二八	一三・八〇	七〇・四	三三・〇
一四以上	六	一四・五七	八七・七〇	八九・五	一七・三三	一一・〇九	一一・四八	二・五七
一三乃至一四	二九	一三・三〇	八五・九一	八八・二二	一六・二〇	一一・八三	一一・〇四	二・六九

(ロ) 千九百十六年(百四十五工場)の成績に據る

一〇乃至一一	三	一〇・八三	八二・三三	八五・九	一四・二六	一三・三八	八・五三	三・七
一〇以下	四	八・七六	七五・五五	七九・三	一二・二七	一一・七四	六・八一	三・一七

(ハ) 千九百十七年(百四十三工場)の成績に據る

一四以上	一七	一四・四七	八八・七〇	九一・四	一六・八一	一一・三三	一一・四一	二・三八
一三乃至一四	一	一三・五一	八六・九四	八九・八	一六・三三	一一・九〇	一一・二八	二・〇
一〇乃至一一	三	一〇・八〇	八一・五三	八二・四	一三・六九	一一・二四	八・八一	三・五二
一〇以下	一	八・五九	七二・七〇	八〇・九	一二・七〇	一一・三七	六・五九	三・三四

(ニ) 千九百十八年(百四十三工場)の成績に據る

一六以上	三	一六・三三	九〇・八〇	九一・六	一八・三六	一一・六九	一四・三四	二・〇九
一四乃至一六	四六	一四・七三	八七・八〇	八九・一	一七・四八	一一・六四	一一・三〇	二・五九
一三乃至一四	五五	一三・五三	八六・二九	八七・二	一六・五六	一一・一七	一一・一七	二・七二

(ホ) 千九百十九年(百四十二工場)の成績に據る

一四以上	六	一四・三四	八六・四〇	八九・四	一七・一七	一一・三六	一一・一九	二・八九
一三乃至一四	三四	一三・四七	八五・一七	八七・六	一六・五六	一一・六二	一一・〇五	二・九七
一〇乃至一一	四	一〇・六	八〇・五〇	八二・九	一四・三六	一一・三三	八・五〇	三・三三
一〇以下	一	九・九三	七七・一〇	七八・四	一四・九〇	一一・九四	七・三二	二・九四

本年度は糖度一一以下のものは皆無であつた。
 残餘の三十九工場(百四十二工場)の成績に據る

(六)	廢蜜の分析	五・八〇	六・三七	〇・八五	四・三六
(イ)	糖 分	三三・九一	三三・九〇	三三・一九	三三・八二
(ロ)	純 度	三七・二〇	三六・八〇	三六・四〇	三六・九〇
(ハ)	葡萄糖分	二六・五六	二七・〇〇	二四・六六	二六・五五
(ニ)	灰 分	九・五〇	九・一九	九・三八	九・三六
(七)	甘蔗每百當りに對する量目				

(イ)	白 糖	ナシ	(糖度 九〇・一三)	(糖度 九九・六〇)	(糖度 一〇〇・一七)	(糖度 九八・五九)
(ロ)	和蘭標本第十六號乃至第二十號	六・八三	(糖度 九八・六〇)	(糖度 九八・六〇)	ナシ	(糖度 九八・五九)
(ハ)	和蘭標本第十四號	四・一四	(糖度 九七・九五)	(糖度 九七・九五)	ナシ	(糖度 九七・五七)
(ニ)	番 糖	ナシ	(糖度 九八・三六)	(糖度 九八・三二)	ナシ	(糖度 九八・三四)
(ホ)	糖 蜜 糖	〇・三四	(糖度 八八・〇七)	(糖度 八七・六七)	(糖度 八七・六七)	(糖度 八七・五七)
(ヘ)	黒 糖	〇・〇五	ナシ	(糖度 八〇・五二)	(糖度 八〇・五二)	(糖度 八二・七二)
(ト)	其他の砂糖	一一・三六	一一・一〇	一一・六七	一一・三二	一一・三二
(チ)	糖 蜜	二・六三	(糖度 三〇・二四)	(糖度 三〇・七三)	(糖度 三〇・七三)	(糖度 三〇・二六)
(八)	合計産糖額に對する歩合	二・六三	三・〇四	二・四六	二・七八	二・七八
(イ)	白 糖	ナシ	九一・二六	八七・一五	四六・八二	四六・八二
(ロ)	粗 糖	一〇〇・〇〇	八・七四	一一・八五	五三・一八	五三・一八
(九)	甘蔗含有の砂糖と合計生産の砂糖との歩合	八四・三四	八〇・九六	八三・一八	八三・〇五	八三・〇五

附 録 (四)
真空罐の工程を採用せる印度の粗糖工場並
に精糖工場一覽表(第十九章第三百三節参照)

ABC 順番號	州 名 郡 名	工場又は商社名	業務執行の代理店	摘 要
一	(イ) 甘蔗壓搾の二十二工場	カムラツプの蔗園並に工場有限會社	カルカッタのバード會社	改築擴張の準備中である

二	バ ロ ダ		ガンデヴキのガエクロー製糖蒸餾 會社		休業整理中 甘蔗グール糖の再製を兼營して居 る
三	ビ ハ ア 及 び オ リ	バ ガ ル パ ア	スパウルのビハア製糖會社 (前位置シラハ)	カルカッタのオクタヴキヤス鋼鐵 會社	千九百二十年中チャンパラン郡シ ラハより移轉 是れ亦甘蔗グール糖を再製して居 る
四	同	チ ヤ ン パ ラ ン	ゴーラ、チャキヤのチャンパラン 製糖有限會社	カウソポアのベツグ、スザラント 會社	
五	同	同	ローリヤのオリツサ州プーサ製糖 會社		
六	同	ダ ア バ ン ガ	ローハットのダアバンガ製糖有限 會社	カルカッタのオクタヴキヤス鋼鐵 會社	
七	同	同	ライアムのライアム製糖有限會社	カウソポアのベツグ、スザラント 會社	
八	同	同	サマスチバアのサマスチバア中央 工場	同	建設中 千九百二十年の年末に操業開始の 豫定である
九	同	ム ザ フ ワ ア パ ア	ピカンポアのヂャパハ製糖商會		
一〇	同	サ ラ ン	カウソポア製糖有限工場マーホー ラ製糖所	カウソポアのベツグ、スザラント 會社	甘蔗グール糖の再製を兼營して居 る
一一	同	同	シワンのニユウ、サヴァン製糖並 にグール糖再製有限會社	カルカッタのキルバアン會社	同
一二	同	同	マイアワのオリツサ州バアタブポ ア製糖工場	カウソポアのベツグ、スザラント 會社	同
一三	マ ド ラ ス	ガ ン ヂ ヤ ム	アスカのアスカ製糖蒸餾工場		滲出工程を採用して居る點は無類 である
一四	同	ゴ ダ ヴ ア リ	サマルコットのデツカン製糖並に アブカリ有限會社	マドラスのバリー會社	パルミラ原料のグール糖再製を兼 營して居る
一五	同	南 部 ア ア コ ツ ト	ネリクパムの東印度蒸餾並に製糖 工場	同	同

一七	パン ヂ ャ ツ ア	ガ ア ダ ス パ ア	スヂャンパアのパンヂャツア製糖 工場並にサアア製糖所		
一六	ミ ソ レ	コ ラ ア	ゴリ、ビッドナアのニユウ、バイオ ニア製糖所	カルカッタ並にカウソポアのチー、 ウキルバアアフォーリス會社	新管理の下に操業を再始せられた 許りである 甘蔗グール糖の再製を兼營して居 る 千九百二十年中には猶操業に著手 しな

一六	ミソレ	コラア	ゴリ、ピツドナアのニュー、バイオニア製糖所	カルカッタ並にカウソアのチー、ウキルバアアフオース會社	新管理の下に操業を再始せられたり許りである 甘蔗グール糖の再製を兼營して居る
一七	パンヂヤツブ	ガアダスバア	スヂヤンバアのパンヂヤツブ製糖工場並に特許炭酸瓦斯有限公司		千九百二十年中には猶操業に著手しない
一八	聯合州	ゴラクバア	カウソア製糖工場ガウリ製糖所	カウソアのベツグ、スザラント會社	千九百二十年中は唯試験的に操業しただけである
一九	同	同	チュウリ、チュウラのサラヤ製糖工場		甘蔗グール糖の再製を兼營して居る
二〇	同	同	ブノリーりの聯合州製糖有限公司		
二一	同	ピリビツト	ピリビツトのエル・エチ兄弟製糖工場		甘蔗グール糖の再製を兼營して居る
二二	同	アシャヂヤハンバ	ロサのロサ製糖蒸餾工場	カルカッタのライアル、マイシヤル會社	同上
(ロ) 粗糖精製の一工場					
一	ベンガル	パアガナス	コシボアのコシボア製糖工場	カルカッタのタアナア、モリソン會社	
(ハ) グール糖再製の十工場					
一	ビハア及びオリツサ	サラ	シワンのシワン、デシ製糖工場		甘蔗グール糖を使用して居る
二	マドラ	コイムバトア	ボダナアのスリ、ラム製糖工場		休業中であるが甘蔗グール糖を使用して居る
三	同	チンネウエリー	タチヤナルアのエー・アール・エー・アール・エス・エム製糖工場		パルミラ原料のグール糖を使用して居る
四	同	同	クラセクハラバトナムの東印度蒸餾製糖工場	マドラスのバリー會社	同上

一五	同	南部アアコット	ネリクパムの東印度蒸餾並に製糖工場	同上	同上
一四	同	ゴダヴアリ	サマルコットのデツカン製糖並にアブカリ有限公司	マドラスのバリー會社	パルミラ原料のグール糖再製を兼營して居る
一三	マドラ	ガンヂヤム	アスカのアスカ製糖蒸餾工場		滲出工程を採用して居る點は無類である
一二	同	同	マイアワのオリツサ州バアタブア製糖工場	カウソアのベツグ、スザラント會社	

一〇	同	上	ヌウナオ	ヌウナオのバイオニア製糖工場	カルカッタ並にカウンポアのチー・ウキルバアアフォーリス會社	同上
九	同	上	同上	ナワブガンの聯合印度製糖工場會社		甘蔗グール糖を使用して居る
八	同	上	同上	カウンポア製糖工場カウンポア再製所	カウンポアのベツグ、スザラント會社	甘蔗グール糖並にラブ糖を使用して居る
七	同	上	カウンポア	アンワアガンのバイナス、ヂヤツデラル製糖工場		甘蔗グール糖を使用して居る
六	聯合州	アラハバツド		ナイニのツリベニ、デシ製糖工場		甘蔗グール糖並にラブ糖を使用して居る
五	パンヂヤツブ	アーミトサア		アーミトサア、ハアキシヤン製糖工場	アーミトサアのアマア、シンゲ會社	甘蔗グール糖を使用して居る

附 録 (五)

印度諸工場の實施す可き記録様式(第二十章)
第三百三十七節參照第一號様式

何年期收穫

報告第何號

期間自何月何日至何月何日

工場名

日時	日時	甘蔗マウンド數	砂糖マウンド數	糖蜜マウンド數
附期	附期			
	燃料マウンド數	甘蔗に對する燃料歩合		
	木材	炭		
	石	炭		
				壓搾機運轉時間數

第二號様式 糖分計算書

時	甘蔗	一〇〇	時	甘蔗中糖分	一〇〇	時	糖汁中糖分	一〇〇
期			日			日		
附			附			附		

(三) 工 學 課	植 物 學 教 官 一 名	事務所、研究室二室(研究用、學生用) 植物學係講義室 官舎 四棟	一、〇〇、〇〇〇
(四) 化 學 課	次 長 一 名	指導用製糖工場 機械工場 製圖室、事務所、講義室 官舎 二棟	一、六〇、〇〇〇
(五) 菌學並に昆蟲學係リ	次 長 一 名	研究室二室(研究用、學生用)並に設備 事務所、講義室、貯藏室 官舎 二棟	五、〇〇、〇〇〇
(六) 雜	を託す	菌子研究室、事務所、貯藏室 昆蟲學研究室、事務所、貯藏室 屬僚官舎 學生寄宿舎、調劑所、婢僕官舎等 合計 資本費額	一、〇〇、〇〇〇 一、五〇、〇〇〇 一、五〇、〇〇〇 二二、五〇、〇〇〇

(ロ) 帝國製糖研究所支部

州 名	支 部	所 要 土 地 並 に 設 備	豫算費額(單位ルピー)
マ ド ラ ス	コ イ ム バ ト ア	甘蔗育成用追加土地三十エークル 地方的研究用追加土地五十エークル 地方的研究の研究室に對する追加設備主任並に部下職員の官舎等	一六、〇〇〇 五〇、〇〇〇

第二甘蔗育成所

サ
マ
ル
コ
タ

甘蔗育成に對する土地五十エークル
地方的研究に對する土地五十エークル
設備、研究室、職員官舎等
追加土地百六十エークル

二〇、〇〇〇
四〇、〇〇〇
三二、〇〇〇

州名	支部	所要土地並に設備	豫算費額(單位ルピー)
マ ド ラ ス	コ イ ム バ ト ア	甘蔗育成用追加土地三十エークル 地方的研究用追加土地五十エークル 地方的研究の研究室に對する追加設備主任並に部下職員 の官舎等	一六、〇〇〇 五〇、〇〇〇

州名	支部	所要土地並に設備	豫算費額(單位ルピー)
第二甘蔗育成所	サ マ ル コ タ	甘蔗育成に對する土地五十エークル 地方的研究に對する土地五十エークル 設備、研究室、職員官舎等 追加土地百六十エークル 追加設備、研究室、擔任職員下僚等の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、職員官舎等	二〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 三二、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇
聯合州	ウ キ ザ ガ バ タ ム 並 に ガ ン ヂ ヤ ム 支 部	追加土地百五十エークル 追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、職員官舎等	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 三〇、〇〇〇
	シ ヤ ヂ ヤ ハ ン パ ア	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、職員官舎等	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	ミ ー ル ツ ト 地 域 支 部	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、職員官舎等	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	ゴ ラ ク パ ア 地 域 支 部	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、職員官舎等	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	高 地 苗 圃	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	ビ ハ ア 及 び オ リ ツ サ	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	チ ル ハ ツ ト 縣 に 於 ける 新 設 支 部	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	シ バ ヤ	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	ガ ア ダ ス パ ア	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	運 河 移 住 地 支 部	追加設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎 土地二百エークル 設備、研究室、擔任職員及屬僚の官舎	四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇

印度糖業論附録

(備考)アツサム竝に緬甸の如き州内に在つては、官有荒蕪地を利用する事も出来るが各州を通じて新規買収の土地は全部収用するものとして假定算出したのであつて、每一エーカー當り二百ルピーの均一値段を以て公平なる平均價格と假定したのである。

附 録 (七)

聯合州シヤチャハンバア蔗作研究所の代表的
收支計算書(第二十三章第三百八十節参照)

千九百十九年乃至二十年期

面積五十エーカー

支 出 之 部		收 入 之 部	
項 目	金 額 ルピー	項 目	金 額 ルピー
(一) 日日の労働者の賃銀	一、九〇四 八 一一	(一) ラブ糖 賣上金	六、三〇四 一五 六
(二) 常置職員の俸給(イ)	二、三一一 一四 二	(二) 種 苗 賣上金	九二五 二 〇
(三) 家 畜 飼 糧	六一三 〇 三	(三) 小 麥 賣上金	二、五二五 一四 〇
(四) 燃 料 油(ロ)	九六七 〇 九	(四) グラム豆 賣上金	五五三 一四 六
(五) 機 械 修 繕	四〇 一四 六	(五) 雜 收 入	六六四 一 〇
(六) 建 物 修 繕	一九〇 一三 九		
(七) 機 具 購 入	一六〇 四 〇		
(八) 肥 料	九三五 一〇 〇		
(九) 雜 費(ハ)	三四九 一 六		
合 計	七、四七三 三 一〇		
貸 方 残 計	三、五〇〇 一一 二		
總 計	一〇、九七三 一五 〇	合 計	一〇、九七三 一五 〇

殆んど全部の金銭は、政府割當の下附年金に對し國庫より受入れ、是れが支出に對しては、會計検査院長の監査を受けしものなり

殆んど全部の金銭は蔗作研究所の勘定として國庫に納入されしものなり

(備考)(イ)職員竝に機械技師等全部の俸給を包含して居るが、上級管理に關する費額を除外してある、是れは唯クラアク氏に對する俸給許りで、氏は農事

化學技師竝にカウンボアの高等農學校の校長たる傍ら、本研究所の監督を兼務したのである。

(ロ)灌漑竝に甘蔗壓搾に對して使用したる燃料をも包含して居る。

(ハ)主として蔗作の試験研究に關する事業の費額である。

注意しなければならぬ一事は此表は營利的商社の貸借対照表でないが爲め、甘蔗成育から幾何の利益を擧げ得るか云ふ案内にはならないが、是れを茲に轉載したる唯一の目的は、蔗作研究所としては不生産的の試験等に要する全部の負擔費額を、其回收の收入に依つて埋め合はす事が出来て居ると云ふ事を明示する爲めである。

